

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 7 年 1 2 月 3 日（水曜日） 午前 1 0 時 開議（本会議）

日程第 1 ※一般質問

※一般議案

日程第 2 議第 8 1 号 令和 7 年度遊佐町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 3 議第 8 2 号 令和 7 年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 議第 8 3 号 令和 7 年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議第 8 4 号 令和 7 年度遊佐町水道事業会計補正予算（第 2 号）

※条例案件

日程第 6 議第 8 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 8 6 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 8 7 号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第 9 議第 8 8 号 R 6 災 4 6—1 0 2 江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について

日程第 1 0 議第 8 9 号 自治体情報システムの標準化に伴う機器の取得について

日程第 1 1 議第 9 0 号 遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業用地の一部処分について

日程第 1 2 議第 9 1 号 遊佐町総合発展計画（第 9 次遊佐町振興計画）基本構想の策定について

日程第 1 3 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第 2 号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 1 2 名

出席議員 1 2 名

1 番	遊 佐 亮 太 君	2 番	伊 原 ひ と み 君
3 番	駒 井 江 美 子 君	4 番	今 野 博 義 君
5 番	洪 谷 敏 君	6 番	本 間 知 広 君
7 番	那 須 正 幸 君	8 番	佐 藤 俊 太 郎 君
9 番	菅 原 和 幸 君	1 0 番	土 門 治 明 君
1 1 番	斎 藤 弥 志 夫 君	1 2 番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	高 橋 務 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長	斎 藤 浩 一 君	産業課エネルギー政策推進室次長	佐 藤 修 君
農 業 振 興 係 長	太 田 英 敦 君	健康福祉課長	渡 部 智 恵 君
地 域 生 活 課 長	土 門 良 則 君	教 育 長	土 門 敦 君
町 民 課 長 兼 者	荒 木 茂 君	農 業 委 員 会 会 長 代	三 浦 祐 輝 君
教 育 委 員 会 長	小 林 栄 一 君	代表監査委員	本 間 康 弘 君
選 挙 管 理 委 員 会 長			

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅 原 潤 議事係長 船 越 早 苗 主 査 佐 藤 明 子

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。
（午前10時）

議 長（高橋冠治君） 昨日の一般質問の関係で、11番、斎藤弥志夫議員から発言を求められております

ので、これを許可いたします。

11番、斎藤弥志夫議員。

- 1 1 番（斎藤弥志夫君） 昨日の一般質問において個人名を発言したことについて、その内容を撤回し、会議録からの削除をお願いします。

以上、よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） ただいま11番、斎藤弥志夫議員の申出のとおり会議録から削除を行います。

続いて、本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

また、本定例会に説明員として町長をはじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、農業委員会、齋藤勝広会長が所用のため三浦祐輝会長職務代理者が出席、太田産業課長が所用のため、齋藤農業振興係長が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

3 番、駒井江美子議員。

- 3 番（駒井江美子君） 皆様、おはようございます。12月議会2日目、1番目の質問をさせていただきます。

まずは子供とメディアについてお聞きします。子供を取り巻くメディア環境は、時代とともに急速に変化しています。最近の子供たちは、生まれながらにしてインターネットが身近にある環境で、保護者のスマホを食い入るように見詰める幼児の姿を見かけることもあります。コロナ禍で一斉休校になり、子供たちが公共の施設が利用できなかったりした時期もありましたので、頼るはインターネット、ゲームという時期もあったかと思います。現在は小学校からスマホを持っている子もいますし、ネット依存やSNSトラブルなども低年齢化していると聞きます。また、姿勢や視力、脳の発達への影響も気になるところです。体を動かす機会が減る現状、子供のメディア使用状況をどのように町は把握していますでしょうか。また、保護者などの大人に対し、メディアの影響についての啓発活動などはどのように行っていますでしょうか。このスマート社会を生きていく子供の健やかな成長に向けての町の取組をお聞きします。

次に、町職員の人材確保についてお聞きします。人材確保が現在、そして今後の課題である中、定年延長や再任用職員の活用も重要になると考えています。年上の部下、年下の上司という状況が出てくるかと思いますが、年上の部下を持つ管理職に対する研修など、職員が働きやすい環境を整えることを検討、または実施しているのかをお聞きします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 皆様、おはようございます。それでは、12月定例会2日目の一般質問、3番、駒井江美子議員に答弁させていただきます。

まず、1つ目のご質問でございます町内の子供たちとメディアの現状把握についてでございますが、小学校と中学校それぞれで情報機器や通信機器の使用状況の実態調査アンケートを実施させていただいております。そのアンケートはどういった機器をどのように使用しているか、これを児童生徒、小学校低学年

の場合は保護者の皆様に答えていただき、現状を知る手段の一つとして行わせていただいております。ほかにも必要に応じて児童生徒からの聞き取りや保護者の方々からの情報により把握している場合もございます。

次に、保護者の皆様や大人や子供たちにメディアの影響について啓発する取組についてでございますが、小学校におきましては、各学年の実態や発達段階に応じて情報モラルやメディアリテラシーについて系統的に指導を行わせていただいております。今年度は酒田市青少年指導センターの指導員を招き、全学年にメディア安全教育を行いました。児童一人一人が自分のメディア生活を振り返り、今後に生かすきっかけにもなっています。さらに、メディアとの付き合い方と心の育ちを考えるをテーマに、健康福祉課主催で学校保健委員会共催の研修会として保護者に向けたこの企画も実施いたしました。また、学校だよりにメディア時間と健康への影響、ゲーム依存症、SNSの書き込みといじめなどのことを記載し、子供だけではなく、保護者への啓発も行わせていただいております。子供が学んだことを一緒に考える機会にもなっております。また、長期休業明けに生活リズムを整える目的で行っている生活リズムカードの中にメディアに関する項目も入れさせていただいて、自立心やメディアコントロール力の育成にも力を入れております。そして、集約や分析を行い、各学級での指導にも生かしております。

中学校でも情報モラルやメディアリテラシーなどについて、日常の指導として行っております。授業参観、PTA総会の際には講師を招いてネット講話を行い、全校生徒と保護者で同じ話を聞いて考える機会を設け、ネットを正しく利用することの意識を高めることができました。また、庄内教育事務所の青少年指導担当者を招き、メディアの影響についての講話も実施しております。

このように外部講師や専門的知識を持つ方からも協力していただき、児童生徒、保護者の方々にも啓発や教育を行わせていただいております。ほかにも県のやまがた子育て講座や家庭教育アドバイザー、警察署の生活安全課や携帯電話会社などにおいてもメディアに関する安全教育の窓口を設けており、また酒田警察や遊佐交番とは特に連絡を密にし、学校の実情に合わせて児童生徒の健やかな育成や保護者の皆様への啓発活動などにも活用してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の町職員の人材確保についてという質問事項でございますが、人事に関わってくることとなりますので、前回の議会でも少しお願いさせていただきましたが、内容によっては答弁を差し控えさせていただく場合もございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

年上の部下、年下の上司ということでございまして、そのケースに特化したものではございませんが、上司、部下間の対応に関する研修としましては、部下とのコミュニケーションやハラスメントの防止、職員のメンタルヘルス、ストレスコントロールといった内容の研修を実施、あるいは受講している状況でございます。一例といたしまして、本町では職員の職位が変わる、つまり上司となるタイミングで、山形県市町村職員研修所において実施しております係長級職員研修、課長補佐級職員研修、課長級職員研修に参加を促しております。この研修には業務管理といった管理職に求められるマネジメントスキルのほか、部下とのコミュニケーションやメンタル不調者に気づいた際の対応方法や職場内ハラスメントの防止といった管理者、上司として良好な職場づくりを行うために役立つ内容が盛り込まれております。また、それ以外の研修としましては、庄内広域行政組合が実施するメンタルヘルス・ハラスメント研修への係長級職員の参加や遊佐町が実施する研修といたしましては、不定期ではございますが、職員全体を対象としたコン

プライアンス研修などを実施しております。現状はこのような対応となりますが、職員研修につきましては、職員からの要望や社会的な課題なども考慮しつつ、その時期に職員に必要と考える内容を柔軟に検討、実施していく方針でございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 町長、答弁詳しくありがとうございました。学校では各種調査や啓発を行っているということをよく理解しました。

それで、その調査から子供たちの傾向とかデータを集約して、学校生活にも生かしているということだったのですけれども、どのように生かされているかとかということは教育課長は把握されていますか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今ネット等の情報機器等の使用状況に関するアンケートを実施しておりまして、それで全体の傾向、各学年ごととか、それから個別の傾向等を把握しながら、全体的な部分につきましては学級全体での指導、休日前とかそういったときに、特にこういうゲームとスマホ等のやり過ぎ、そういったところに関する注意をしたりとか、それから先ほどもありましたけれども、学校だより等に掲載して全体的に啓発を図っていくと、そういった部分ですとか、それから個別の生活指導、そういったときに関してもこういう調査の傾向を活用しまして、例えば保護者面談のときなんかでもおうちのほうでそういうメディアとの付き合い方どうなっていますかとか、そういったところにもやり取りしながら問題共有を図って、それで対応しているというようなところなんです。特に例えば学校で眠そうにしている子供とか、そういったところについてはそういったスマホ等の使い過ぎ、そういったところが懸念されますので、そういったところを主に注視しながら対応に当たっているというようなところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 調査した結果を把握して、傾向とかを分析してちゃんと取り入れているということで、お忙しい中、教職員の方にご対応いただきまして、本当にありがたいと思っています。

ある調査では、平日の平均ネット接続時間が小学校の高学年では3時間46分、中学生が4時間42分、高校生では6時間14分という結果もあるそうですので、本当にメディアとの付き合い方が大事になってくるのかなと思っています。中学校では去年のデータではありますが、アンケートに回答したほとんどの人が自分のスマホを持っているということでした。小学校も先月のアンケートの結果では、約3割が自分自身のスマホ、タブレットなどを持っているという結果だったそうです。中学校ではスマホは保護者が契約して生徒に持たせるもので、責任は保護者にあるという考えでした。おっしゃるとおりだなとお話を聞いて思っていました。ただ、SNS等のトラブルで、生徒が学校生活を送るのに支障がある場合は学校が支援をしているということでした。ただ、残念なことなのですが、学校がトラブルを把握する頃にはかなり事情が複雑になっていて、解決するのが難しい状況だということです。やはり先ほど課長もおっしゃっていましたが、各家庭でのメディアの付き合い方が大切になると実感しているところなのですけれども、教育長はこの現状をどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） お答えいたします。

子供たちのSNSの環境につきましては、本当にそれぞれのその子その子によって違うとは思いますが。ただ、議員おっしゃったように、やっぱり買ってあげるのは保護者ということなのですが、それを使うときには学校の友達を介したりというようなところがあります。モラルやルールをやはり家庭で、そしてまた学校の授業で確認すること、これがやっぱり大切なことなのではないかなと思っております。先生方も様々な業務の中で、このようなトラブルが起きたときは家庭と協力しながら解決をしていくということで、大変これにつきましても時間と心を砕いて、寄り添って対応してもらっておりますけれども、お互いアンテナを高くして、家庭も学校の先生方もそれぞれちょっとした変化に気づくという感性を持ちながら、それで最終的にはそれぞれ尊重しながら楽しい学校生活を送ると。ふるさとを愛するとか、また複眼思考で取り組むとか、そういったところの目標があるわけですので、それに向かってやはり抑止力、または未然防止と。そして、また本当にSNSって非常に便利なツールでありますので、その便利な部分はもう最大限生かすという、そういう使い方をするというので、これからも遊佐町の子供たちをそのように育てていきたいと思っております。

先ほど町長答弁にもありましたように、小学校ではネットモラル、全クラス、1クラスずつ丁寧に外部講師を3人招いて、視力だとか、あるいは姿勢だとか、将来にわたっての啓発を行っておりますし、中学生におきましても、授業参観終わって、PTA総会の折に、生徒と保護者が一体となって、参加する全員に対してネット講話を行い、そういったところでの未然防止とか、そういった何か起こったとき、そういったところの対応策、でも一番は先ほど申しましたようにやはり有効な、非常に活用すると便利なツールだというふうな、そこを確認をしておるようです。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 詳しくご答弁ありがとうございました。確かに本当に便利な道具ですし、これをなしではもう今は生きていけないと思っておりますので、便利な分、ちょっとその反動というか、リスクというか、そういう部分も高いので、そこをどうやってうまくバランス取って付き合っていくのが大事なかなと、そこをどのように子供たちと親と学校と共有していくのが大事なかなと、お話を聞いて思いました。中学校のPTA総会のネットモラルの講話は私も拝聴しまして、そんなに何か難しい話ではなく、砕けた感じの雰囲気、子供たちも聞きやすい雰囲気だったかなとは思いました。

それで、私自身も子供がおりますので、メディアとの付き合い方についてはどうすればいいのかなと感じていましたので、答弁にもありました小学校で開催された研修は参加したのです。その内容は、現在の状況、今子供たちを取り巻く現状と子供たちへの影響、親がどういことができるかというのをとても分かりやすくまとめられていて、参加してよかったなって思いました。内容がよかっただけに、参加者の方が多分30人ぐらいしか、全校の保護者向けの研修だったと思うのですけれども、30人ぐらいしかいなかった、すごくちょっと残念だな、もったいないなと思いました。このようなネットモラルとかの研修を単発でやっても、保護者の参加が少ないということが気になっているのですけれども、保護者の参加が難しい理由というのを教育長はどのように考えていらっしゃいますか。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） 本当に自分にとって切実なもの、または時間も許せるものであれば参加はすると思うのですが、やっぱりその辺りは各保護者さん、差し当たり緊急性はないものだというふうに、自分のうちではルールもある程度決めているし、トラブルも起きていないという、そういうふうなところの気持ち、そしてまた仕事との関係で、なかなかダブって来れないというのもあるかと思います。私もぜひ皆さんに聞いてほしいというふうなことは思うのですが、まずはそういう全体に案内したときに、なかなか参加者が少ないというのは結構あることなのだと思いますが、そういったことに対してはやっぱりクラスとか、または便りとか、今まであったように、そういうふうな必ずその内容が保護者に届くような、そういうふうな手法をそれぞれ学校で取っておりますので、まずは一人でも多くの方ということで、講演の内容を魅力あるものというふうに、各学校ではそう考えておりますので、まずこれはでも継続していただければと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。講習に参加できなくても、お便りなどでお知らせしていただけるということで、大変ありがたいことだと思っています。何か小学校で開催された講座については、案内 1 回だけ、紙で 1 回来ただけだったような気がするのですが、何か重要なお便りは結構さくら連絡網とかでも繰り返し何か案内いただくようなこともあるので、ぜひ参加してほしいやつは紙だけではなくて、さくら連絡網と併用するとか、そういう工夫もしていただけたらなと思っています。

今は小学校とか中学校についてお話ししてきたのですが、もう未就学児のお子さんでも結構スマホで動画を見ているみたいな景色をよく見ますので、小学校に上がる前から保護者が意識することが大切かなと思っています。

ここで、健康福祉課長にお聞きします。就学時前に保護者に何か啓発活動などは行っていますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 健康福祉課での取組についてお答えをさせていただきたいと思います。

第 3 期子ども・子育て支援計画の中の基本目標の一つに子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備を掲げておりまして、そちらの主な取組として、先ほど来ネットモラルの啓蒙ということがございましたが、もう一つ、メディアコントロールということで、乳幼児健診等の機会を活用して、保護者へメディアの上手な利用について周知啓発をしているというような取組をしております。1 歳 6 か月、2 歳児、2 歳 6 か月児、3 歳児健診の来所者に対して、リーフレットもしくは面談のときに聞き取りをしまして、メディア利用について保護者と共に一緒に考えまして、上手に付き合うための工夫などをお伝えをしているところでございます。保育園等ではまだ実施等はしていないところではございますが、3 歳児健診が今現状としては最後となっておりますので、小学校で取り組んでいるような形で、保護者の方に対しての啓発というようなことについても今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ご答弁ありがとうございます。定期的な健診のときにリーフレットなどを配付して啓発しているということで、そのリーフレットを頂きまして、めり張りをつけてくださいねというようなことが書いてあるのかなと思いました。忙しいと、本当につい子供にテレビとか動画とか見せてしまって、時間を過ごしてもらおうということがよくあるので、何か忙しいのですけれども、子供との時間も大切に、今の子育て世代のお母さん、お父さんにはしてほしいなと思っています。保護者にも直接面談のときに触れているということでしたけれども、全部でなくてもいいので、短い時間でもいいから、皆さんに周知というか、お話しする時間をつくってもらえるとまたさらにいいのかなと思いました。保育園でも今後そういう保護者向けの研修を検討していただけるということで、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

先ほどの研修、講話の話に戻りますけれども、メディア依存しないためにルールをつくる。教育長が先ほどおっしゃっていたルールをつくるというほかに、あとはほかに楽しいことを見つける。あとはネットとかゲームが、本当にこれがやりたいことなのかを考えるという選択肢があるという話もありました。それで、ほかに熱中する楽しいことを見つけるということが、いろんな座って研修を、話を聞くよりも、一番効果的なのかなと個人的には思いました。

ただ、今の遊佐町の現状を見ると、ほかの楽しいことを見つけるということが難しいように見えます。昨日も子供たちの居場所ということで、1 番議員からお話がありました。少子化で、近所に子供たちがいない子もいます。小学校は、学童や放課後子ども教室に行かない子たちは、家にいる子が多いのかなと想像しています。家から帰って、自転車でどこかに行ける状況の子もいるかと思いますが、そうではない子もいます。子供たちが子供たちだけで遊ぶ時間や場所が減っていつている印象です。そうになると、オンラインで友達と遊ぶという流れになるのは仕方がないのかなとも思ってしまいます。中学生は、一昔前は部活三昧で、家にいる時間はほとんどなかったような感じですが、今は部活に入らないという選択肢もあり、部活によっては毎日ないので、早く家に帰る生徒もいます。昨日居場所の話で、図書館学び合いスペースのお話も出ていましたが、学び合いスペースに行くにも友達の家に行くにもどう行くのか、どうやって行くのかという足の問題があります。9 月議会で 2 番議員の質問にあった地域交通は、子供たちにとっても切実です。

ここで、また教育長にお伺いしますけれども、部活も地域移行が進み、学校で活動する部活だけでなく、酒田まで行く必要があるものもあります。これは、保護者の送迎が必要となります。この状況だと体を動かす機会がどんどん減っていつてしまうのではないかと。子供たちの体力面のことが大変心配になるのですが、この状況を教育長はどのように見ていらっしゃいますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） 議員もご存じのように部活動地域展開ということで、ほかの市町村よりも 1 年早く、前倒しで 4 月より開始いたしました。学校の先生方の働き方改革ということで、まずは土日の部活動を総合型地域クラブ、そしてスポ少、民間クラブということで、そこに移行させていただいて現在活動しております。集団競技、または個人競技様々ありますけれども、その条件の中で、今保護者の方からは送迎をいただいたり、また今おっしゃられたように遊佐を越えて、町を越えてという、そういうところもございます。事前にアンケートを取ったときに、本当に体を動かしたいという、そういう子供たち、逆にやっぱりうちの中で例えば読書だとか、様々な自分の趣味をやりたいという、そういう声もございました。

どのくらいの程度か、それに対しましては、やはり体を動かしたいという子が多かったわけですが、それが全てではなくて、やはりうちに帰って、うちで楽しみたいと、または土日はゆっくりしたいと、そういうような子もいましたので、そういうふうなことのニーズに少しでも応えるということで、ただやはり少子化もありますし、また様々な競技ではなかなか集団で出られないという、そういう現状もございますので、そういったことに関しましては、今地域展開から今度広域に関しまして、今そこら辺を少し模索をしている状態でございます。

あと、ほかの町外に出かけていくというときに、そこで交通機関があればいいですので、今のところはもうＪＲと、あと保護者の送迎というふうになっておりますが、その辺りは保護者をお願いをするということで、まずは限られた条件の中でやっていただくというふうになるかと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 詳しくご答弁ありがとうございます。子供たちの意思を尊重した結果、このような選択肢で、このような現状になっているということを理解しました。

自分の子供の、育った環境が基準になってしまうので、中学校のときはすごく持久走大会とか何回もやって、そこで何かおかげさまで体力がついたのかなという部分もあるかと思うのですが、今の子供たちはそういう環境もなく、バス送迎とかで、家に帰る子は帰ってしまうとなると、基礎体力というところが本当に何かこれから生きていく上で大丈夫なのかなって私は心配になってしまうのですが、その点については教育長はいかがお考えですか。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） 教育に関しましては、学校教育というのは、それを中心に今話しされていますけれども、いわゆる生涯教育とか、生涯スポーツとか、学びというのは、学校はもちろんですが、生涯にわたってというところがございます。1 つ例を申し上げれば、学生時代は全身体を動かさなかったのに、社会人になったら走ることが趣味になって、フルマラソンまで出たと。そういうふうな、やはりいろんなきっかけとか、人と人の出会いとか、そういったところの機会があって、それでいろんなスポーツに取り組むということで、小学校、中学校のときに体を動かしていないことが将来にもしハンデとなれば、これは大変憂慮すべきことなのですが、まずは週 3 時間の体育、または体育的行事、あとその他、学校の活動でも様々な屋外の行事とか、そういったところもありますので、まずは最低限の活動は確保されているというところで、小学校の中間休みを見ましても、まず様々なところでそれぞれの笑顔で活動している様子を見ますと、本当にほほ笑ましく感じているところですので、まずはそういう形で見守っていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。ちょっと心配し過ぎで、深いところまで聞いてしまいました。では、生涯スポーツということで、遊佐町でも大人になっても気軽に何か始められるような、そういうきっかけづくりを、ぜひ生涯スポーツで提供していただけたらと思います。

それで、これは今の中学校の話だったのですが、小学校に移りますと、統合されてからは夏休み

のプール開放とか図書の借換えなどが暑さとかバス路線のやりくりが難しいという理由で行われていません。これは、保護者からも声があったのですが、でも暑いときだからこそプールだという意見をいただいています。小学校が統合されてからは、体育は学年ごとに行っていると聞いています。ですので、25メートルのプールに70人とか80人が入るって考えると、着替えとかも入るとプールに純粹に入っている時間ってどのくらいあるのかなって、ちょっと疑問に思います。持久走の記録会はありましたけれども、水泳の記録会もなくなったので、どんなふう子供たちが泳げるようになったのかなというところが見えない部分もあります。海のある町なのに、泳げない子がもしかして増えていくというのは何だか残念な気がするのですが、この点、教育課長はどうお考えになっていますか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今夏季休業中のプール開放というような話もありました。大変プール、水泳については、児童の体力向上に大変有意義な、有効な活動だと思っております。しかしながら、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、夏休みのこういった教職員が監視体制入ったりとか、あと保護者にも協力いただいて、今までは各小学校単位でやっていたわけなのですが、そういった体制を行うことがなかなか現在困難だと。学校にとっては大きな負担になりますし、統合後の学校で、そういったPTAも新しい体制になるものですから、そういった体制を築くのが困難だというようなことで、そういったことから、夏休みのプール開放は行っていないというような状況でございます。学校としては、そういうやっぱり管理体制、特に今夏だからこそというのはあるのですが、今猛暑で、より水泳、水の安全確保以外に猛暑対策が必要であったり、それから雷、豪雨、そういったところもございまして、なかなかやっぱり不安定な状況であります。

そういった中でも活用するとすれば、町で例えば町民プールとして、そこは町で管理体制を築いてやるという、学校から完全に切り離す必要があるというようなことで考えております。そうなったときの管理体制どうするのか、どこか委託できるのか、それとも町でやらなければならないのか、そういったいろんな懸念がありますので、そこについてはなかなか今踏み切れない状況であります。夏の海水浴場の監視員確保も今なかなか困難で、もう全国からライフセーバーの皆さんがネットワーク通じたり、それからインディードとか、そういったメディアを通じて全国から学生集めたりとか、そういったところもありますので、どういうふうに体制築けるのかというところが一番の重要なポイントになるかと思えます。そういったところも少し含めながら、もしくはあとは学校、それからPTAとしての考え方、そういうところもお伺いしながら、どういうふうに持っていくかというところは検討していきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。統合したことで大きくなった分、組織体制を整えるのも難しいですし、気候的な条件もありますしということで、何か夏休みのプール開放はやっぱり難しいのかなという印象です。では、プール開放は難しくても、図書の借換えとか、そういうたまに学校に休みの期間行けるという時間はちょっとつくっていただけたら、気分転換になるかならないか分からないですけ

れども、メディア以外の選択肢という部分にはなるかと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

先ほど町で管理してプール開放ならば、できる可能性があるかもしれないという話につなげてなのですけれども、議会だよりで取材した学童のあそぶ塾さんが目の前のプール、旧蕨岡小学校で学童されていますので、目の前のプールを何か開放して、学童の子たちだけでなく、地区の皆さんにも開放してプールを使わせてほしいという要望がありました。夏休み中に学童に通う子供たちから、目の前にあるプールは使えないのってよく聞かれるそうなのです。来年度からは蕨岡のまちづくりセンターも旧小学校に移転しますので、詳細な調整が必要かとは思いますが、2団体ともプール開放、プールを使用するというところに何か前向きに取り組む意思があるようでしたので、どうかその辺を調整して進むようにしてほしいのですけれども、教育課長、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

以前旧小学校単位のとときとか、それ以前といいますか、昔であれば旧というか、杉沢地区で旧杉沢小学校のプールを利用した、地元で育成会という監視体制築いたりして、旧小学校のプールを使って、杉沢地区で水泳大会とかも夏やっていたというところを私も公民館時代に伺っておりました。地域での何かそういったバックアップ体制、そういったところがうまく築けるのであれば、非常にそういうのはありがたいと思いますし、それから費用の部分、それから当然プールの掃除の部分とか、いろんなやっぱり課題がございますので、そういったところをちょっと少しどういった課題があるのかとか、そういったところを少し調べながら、どういった体制できるのか今後検討していきたいなというふうには思っております。その辺ちょっと調べてまいりたいと思います。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 前向きな回答として受け止めました。ありがとうございます。こちら2団体と調整しながら、いろいろなものを相談しに行くかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

この件をまとめに入っていきますけれども、子供が少なくなって、保護者も仕事で忙しくて、子供と過ごしてくれる大人も少ない現在のかなと思っています。デジタル化が進み、仕事も効率化しているはずなのに、時間はどこにいつているのかとも不思議に思います。

小学校では、メディアを見過ぎて困るから、どうすればいいのかという相談はないそうなのです。でも、もう少し進んでしまった状況で、何か学校に身が入らないので、どうすればいいですかという相談は小学校にあるそうです。庄内地域でも70人から80人の子供たちが依存症傾向として通院しているということも聞きました。そして、またこの夏、自分の裸の写真を送ってしまったと、女子3人から庄内サポートセンターに相談があったそうです。私自身も子供の親として、メディアの時間、メリハリが必要だと思っています。そう思っている保護者は実は多いのかなと思いますので、話せる場所をもう少し設けてみるというのでもいいのかなと思っています。

そして、またデジタルデトックスという言葉聞く機会も増えました。スマホやパソコンから離れて、現実世界でのコミュニケーションや自然とのつながりに焦点を当てる取組です。遊佐町は、自然が魅力の町でもありますので、デジタルデトックスをテーマにイベントやツアーをすることもできるのかなと思います。ネット、ゲーム以外の選択肢を提供する町という取組もできるかと思いますが、ぜひご検討をお

願ひして、次の質問に移ります。

では、町職員の人材確保についてお聞きします。通告書に人材確保という言葉を書いたため、また人事のことかということで、総務課長、もしかして悩ませてしまったようで、申し訳ありませんでした。今回の質問は、職員の方たちが少しでも働きやすい環境をつくってほしいという願いからしました。その結果、人材確保につながればいいなという思いでした。それも、でも人事だと言われると、遊佐町の人事は守備範囲がとても広いのだなと思わざるを得ません。

いろいろな各種研修をやっているということは答弁でお聞きしました。年度当初にはオンラインで講座を受講できるということもお聞きしていたのですけれども、それも含めての答弁となりますでしょうか。

総務課長、お願いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今ございましたけれども、オンライン上での受講ということで、eラーニングということで受講者の都合に合わせて、職員が学習したいときに学習できるということで、実際LGWAN回線を使用していますので、自分の机のパソコンの上から研修ができるということで、一応338講座あるようです。その講座に基づいて、それぞれ具体的にはパソコンのスキルだとか、あと職員のマネジメント、あとコンプライアンス、あとコミュニケーション、クレーム対応、マーケティング、営業スキル、幅広いメニューで受講できるということでございまして、ただ今回ございました年上の部下、あと年下の上司というテーマについては338講座の中にはございませんでしたので、まず働きやすい環境ということでご質問でございましたけれども、まずそういったものをこういった研修を通じて、働きやすい環境についてこちらでも検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。私がネットで検索したときは、そのような年上の部下についての対応のところもある、そういう講座があるところもあったので、今後338講座の中に加わることを期待しております。

このオンライン講座というのはちょっとずれるかもしれないのですけれども、今もう受講できる体制で、実際にもう皆さん受講されているのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） このオンライン講座につきましては、本当は今年度早々に始めたかったわけなのですけれども、ちょっといろいろこちらの状況もございまして、何とか今月中にめどをつけて、1月から何とか受講できるような体制を整えていきたいと、実際運用して、そういった体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。まだ今調整中で、実際の運用は1月からということで理解しました。研修を受ければ何とかなるというわけではないのですけれども、働くのが当たり前だとい

うのも分かるのですけれども、ちょっとした気遣いで人間って働きやすくなったりすると思うので、そこから辺何か役場は結構、端から見ているだけなのですけれども、結構仕事仕事という感じで、何か職員の皆さん大丈夫かなって心配になるところもありますので、ちょっとした気遣いなどというところをもうちょっとやっていたらなと思っています。

ちょっとした気遣いになるかどうか分からないのですけれども、今特別休暇、リフレッシュ休暇でしょうか。30歳、40歳、50歳の方が、になると取れるという休暇があるとお聞きしているのですけれども、でも何か60歳は、そんなに長く働いてきたのに、60歳はもう定年だから、取れないというお話を聞きました。何かこれから定年延長もありますし、再任用とかもあるので、60歳の職員の方にもリフレッシュ休暇が取れるように環境整備していただけたらなと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 駒井議員からのご質問に答弁させていただきます。

駒井議員のご質問は、本当に役場の職員のことを気遣っていただいて、本当にありがたいと思って拝聴していました。60歳定年の方を対象にというご発言でした。おっしゃるとおり長く働いてきて、退職だから、今までは多分なかったという慣例だと思いますが、こちらのほうは検討させていただきたいと思います。

実は研修会とか行きますと、私も女性の更年期だけではなく、男性のほうの更年期のお悩みとかも全国ではとても数が上がっているということを知りました。私は、やはり職場でどうやって、1日過ごすわけですから、どうすれば職員が少しでも居心地よく働けるかということを常に考えていましたので、今日の駒井議員のご質問は本当にありがたいなと思っています。

また1つ、私と副町長は、1つの部屋で働かせていただいております。これは、実は全国でも数少なく、一人一人の部屋ではなく、2つの部屋、そして今年度から2人で相談して、扉をオープンにしました。要は町長室ってなかなか入りにくいので、もし何かあったときはいつでも相談に乗るよという体制を私たちで何とかしなければということで動き出しました。プラスメールで職員の方からいただいたことには全て答えようと思っていますので、話しにukければメールをいただければと思っています。まずは本当に駒井議員がおっしゃるように、役場職員の働く環境が遊佐町を担う職員の一番肝となるところだと私も思っています。そこ本当に共感しますので、これからもこういう提案型も本当にありがたいので、よろしくお願いします。ご質問ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 前向きなご回答ありがとうございます。また、町長自身もいろいろ職員のために動かれているということも理解いたしました。

町の職員というのは、あくまでも町を支える1つというか、あくまでも町民が主役であると思いますので、この人口減少の中、役場に役場によって頼ってばかりではなく、私たち一人一人もできることをやって、それで協力してやって、いい町をつくっていけたらなと思っています。

これで私の質問は終わります。

議 長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の一般質問は終わります。

4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 第583回12月定例会の一般質問に当たりまして、私から通告に従いまして、2つのテーマで質問をいたします。

1つ目といたしまして、新道の駅、先日の新聞報道では愛称がえっぺけと決定したとのことですが、この新道の駅開業までの今後の計画と運営体制について質問いたします。今年9月、秋田、酒田河川国道事務所より、国道7号遊佐象潟道路の開通見通しが1年ほど遅れる旨の発表がございました。工事が順調に進んだとしても、全線開通は令和9年度になる見込みのようです。年度ですので、9年4月から10年3月までということになります。町民の皆さんの期待も大きい新道の駅、これの開業は当初計画どおりの令和9年度当初、春でしょうか、夏でしょうか。この時期には変更はないのかをまずお聞きいたします。

現在既に指定管理候補者が決定しております。管理運営についての詳細な事項を定めるのが基本協定であると理解をしておりますが、具体的な協定内容、詳細の決定の時期、それから指定管理候補者との基本協定締結の時期をお聞きします。

協定内容には町から支出される指定管理料の金額、町が歳入として受け取るであろう契約事項が定められると推察します。多額の建設費を投入して開業するわけですが、今後この道の駅を維持していくために町が見込んでいる歳入、いわゆる町にとっての収入ということになりますが、こちらについてお聞きいたします。事業者選定の際のプロポーザル提案、こちらでは営業利益の15%を町に納付するとなっておりますが、町から支出される指定管理料は公募の際の募集要項において年間2,300万円の支払い、これはあくまでも参考価格ということになっておりますが、2,300万円とされております。昨今の人件費高騰などを踏まえると、参考価格の範囲内で収まるのか、現在のところ懐疑的に感じております。持続可能な運営に向けての町の考えを伺います。

あわせて、現在の道の駅ふらっとの指定管理事業者である第三セクター遊佐町総合交流促進施設株式会社が新道の駅にどのように関わっていく計画かをお聞きいたします。現在遊佐町総合交流促進施設株式会社にとりましては、同社の決算状況からも判断できますが、ふらっと営業による収益への貢献度が大変大きくなっていると感じております。ふらっと閉店後、第三セクターとして収支予想、計画を町はどのように捉えているのかをお聞きします。今後町の財政に対しての負担が増えることはないのか、既に移転まで残すところ1年半ほどと理解をしておりますので、執行部として限られた時間の中で、どのように検討していくのかをお聞きします。

最後に、移転後のふらっと跡地の活用計画についてお聞きをいたします。議会は令和6年6月定例会におきまして、新道の駅建築基本設計に係る提言を提出いたしました。新道の駅の多目的広場の活用は、訪れた交流人口が町内全域に広がるための拠点となるよう、複合施設は併設せず、ドッグランやグランピング施設、RVパークなどは大きな規模での整備をするなど、例えば例として移転後のふらっと跡地など、周辺施設との共存も視野に入れた町全体を活性化できるよう計画を進められたいといたしました。現段階での移転後のふらっと跡地の活用についての計画をお聞きします。

2つ目といたしまして、町の財政と町民への情報公開の考え方をお聞きいたします。これまでも町の予算編成において、町の財政は厳しいとお聞きをしておりますが、定例会における補正予算においては、本来当初予算で計上しておくべき案件も含まれているように感じています。例を挙げますと、観光施設整備費や各種修繕費、システム改修委託料や当初予算計上事業の追加費用など、またこれから新道の駅建設計

画もあり、令和7年度ふるさと納税が米の価格高騰により、寄附額の上昇から、今年度は伸び悩んでいるとの報告もございました。ほかにも新規の事業が増える傾向にあり、反対に事業の見直しや事業の廃止はあまり見えてこないように感じています。財政が厳しいということであれば、1つの事業を増やせば、1つの事業を見直しもしくは廃止にするなど、積極的な事業のビルド・アンド・スクラップがなければ財源不足を招いてしまうと考えております。令和6年度決算におきましては、単年度収支及び実質年度収支とも2年ぶりにマイナスになったことを踏まえまして、財政への考え方をお聞きいたします。

また、遊佐町振興審議会条例第2条、（設置）におきましては、町長の諮問に応じ、町振興計画の策定、変更その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行わせるため設置するとあります。構成員としては、第3条、組織、町長が任命する者で、農業委員会の委員、教育委員会の委員、公的団体等の役員及び職員、学識経験を有する者20名以内となっています。今年はこれまで行ってきた振興審議会への予算内容の提示、事業金額の提示を停止したと聞いております。町長の諮問に応じて、町の事業のこれからの方角性、予算に対して意見を述べる場面がなくなってしまったことに対しての町の考えをお聞きします。

最後に、情報公開への考え方についてお聞きいたします。遊佐町議会基本条例第11条では、議会は、町政に係る情報を、議会独自の視点から町民に提供しよう努めるものとする定められております。さきの全員協議会でも説明がございましたが、遊佐町議会ホームページにより公表しておりました議案書、予算書、決算書を削除することとし、町民に対しての積極的な情報公開からは大きく後退したと捉えております。町民にとっては町の方向性について知るすべが限られており、振興審議会等のように町民の意見を吸い上げる場がない中、今後も積極的な情報公開に向かうことはないのかお考えをお聞きいたします。議案書、予算書、決算書などのホームページでの情報提供を今後も行わないのか、町の情報公開への姿勢をお聞きいたします。

以上、私の壇上からの質問といたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、4番、今野博義議員のご質問に答弁させていただきます。

まずは1つ目のご質問であります新道の駅の今後の計画と運営体制についてですが、国道7号遊佐象潟道路の開通時期の見直しについて、今年の9月に国土交通省東北地方整備局、秋田、酒田河川国道事務所により発表がございまして、遊佐鳥海インターチェンジから、仮称ではございますが、吹浦インターチェンジまでの区間は令和9年度の開通予定と伺っております。また、（仮称）吹浦インターチェンジ―（仮称）小砂川インターチェンジ間につきましては、開通時期が未定の状況であります。吹浦までの区間は令和9年度中の開通予定ではありますが、具体的な時期については明言されておりません。これまでの経験から、開通日が決定するのはおおそ開通3か月前になると想定されることから、新道の駅鳥海、遊佐パーキングエリアタウンの開業時期については、道路の進捗にかかわらず、進めていくべきと考えております。

新道の駅の指定管理候補者については、令和5年度に公募を行わせていただいて、共同企業体ジオ鳥海パートナーズグループを選定しております。令和5年12月に遊佐パーキングエリアタウン管理運営等事業基本契約を締結し、町と連携して開業に向けた準備を進めている状況でございます。この基本契約の契約期間につきましては、道の駅開業日の前日までとしておりまして、ご質問のあった基本協定書の締結日は

新道の駅の開業日となる予定であります。基本協定書の内容は、指定管理業務の具体的な内容を定めるものとなります。公募時の募集要項にて、基本協定書（案）、これを示しておりますので、ベースとして実際の指定管理料であるとか、詳細について協議していくこととしており、令和7年度末をめどに決定をしたいと考えております。

開業後の町が見込む今後の歳入に関してでございますが、事業者提案時に営業利益の15%を納付金として町に納付する提案をいただいております、詳細については基本協定書締結時に決定します。ほかの道の駅の実例では、納付金を基金として積み立てし、改修費用に充てるといった運用も見受けられます。また、開業後、継続しての歳入ではありませんが、道の駅施設の建設目的で準備している遊佐パーキングエリアタウン整備基金があります。これについて全額取り崩さずに、将来の施設維持管理費用として一定額を残す手法についても検討をしているところでございます。

遊佐町総合交流促進施設株式会社における新道の駅の関わり方については、一部テナントとして参画する計画で進められております。なお、参画における詳細は、ジオ鳥海パートナーズと促進施設株式会社との協議となっております。また、新道の駅開業後の促進施設株式会社の収支予想については、現在会社内部で検討を進めていると伺っております。

最後に、現道の駅ふらっと跡地の利用計画についてのご質問でしたが、昨年12月定例会の6番議員への一般質問での答弁ほか、これまで何度かご説明させていただいておりますが、活用計画の一部としまして、現在の遊佐町地域活性化拠点施設の共同加工場、貸し工房機能の移転を計画しており、引き続き6次産業化を支援し、町の特産品開発、ブランド推進につなげていきたいと考えております。そのほか全体的な計画としては、遊佐町総合交流促進施設株式会社の事務所機能としての改修が考えられるほか、現在は24時間開放しているトイレをどうするのか、会社所有の部分の建物などをどうするのかなど、会社側の意向もあるかとは思いますが、まだ具体的な検討、協議は進んでおりません。時間はあまりありませんが、今後検討を進めていく必要があると考えております。

次に、町の財政と町民への情報公開についてお答えさせていただきます。当初予算編成については、議員ご存じのとおり翌年度に見込まれる歳入、翌年度に実施する各種事業の事業費や地方債の償還金である公債費から成る歳出を積み上げ、その内容から査定により調整し、当初予算額を算定しております。その中で財源の有無、国、県の補助金等の財源確定時期、事業の内容や実施時期などから、年度中の予算補正で対応可能な事業予算については協議により、当初予算ではなく、補正予算として編成してきました。また、当初及び補正予算編成時の調整に加え、新規の国、県補助事業制度や地方債の活用、クラウドファンディングや分譲地販売等による新たな財源の確保、町が実施する各種補助事業や普通建設事業、経常的経費の見直し等による事業費の削減により歳入の確保と歳出の抑制に取り組んでまいりました。

現在第1期実施計画策定、令和8年度当初予算編成に取り組んでいますが、近年の人件費上昇と物価高騰により事業費全体が増額傾向にあり、社会情勢や住民ニーズへの対応などによりまして新規事業の実施も見込まれます。また、来年度は大規模プロジェクトである遊佐パーキングエリアタウン、新道の駅整備事業の本体工事も控えております。ご指摘のとおり令和6年度一般会計においては、災害復旧、被災者支援対応もあり、予算規模も大きく、決算では単年度収支及び実質単年度収支ともに赤字計上となりました。これを重く受け止め、改めて事業の選択と集中と縮充の考え方に立ち、これまでの取組をさらに推し

進め、持続可能な財政運営を図ってまいります。

次に、振興審議会では、これまで毎年策定する実施計画を審議議題とし、実施計画に計上する個別事業の次年度以降3か年の事業費をお示しさせていただいております。今年度の総合発展計画策定に当たり、組織や策定体制を見直す中で、他市町村の事例も参考にさせていただき、振興審議会では実施計画の審議は行わず、総合発展計画の進捗状況に係る審議を行うこととさせていただいております。振興審議会では実施計画の審議は行いませんが、今後の総合発展計画の進捗管理の中では外部評価委員会及び振興審議会に個別の事業の予算額を提示させていただきますので、引き続き予算に対する意見をしっかり吸い上げる場としていきます。どうぞご安心くださいませ。

最後になりますが、情報公開の件でございます。10月28日の議員全員協議会でもご説明させていただきましたが、予算書、決算書、事項別明細書、議案書など詳しい資料をホームページに公開することによる入札などへの影響を懸念しているところがございます。これまで町のホームページでは公開してまいりませんでした。議会のホームページから、大変お手数をかけましたが、削除していただいたのもそのような理由からでございます。それに加えて、特に事項別明細書につきましては、昨年の議会との話合いの中で、事項別明細書の説明欄や備考欄について、全ての事業の費目、工事名、金額等を掲載するようにしております。それまでは主要な費目、工事名、金額などしか掲載しておりませんでした。それだけに入札等への影響を懸念しているということでございます。状況が以前とは変わってきておりますことをご理解いただければと思います。

現在予算書、決算書、事項別明細書、議案書等については、町のホームページでは公開しておりませんが、大変ご足労をおかけして申し訳ないのですが、遊佐町役場総務課のほうに足を運んでいただければ、速やかに、迅速に閲覧することは可能となっております。これらの書類の町のホームページへの掲載については、現在要望が非常に少ない状況ではございます。今後要望が多くなるような状況であれば、その時点で改めて考える必要はあると考えております。以上のような状況でございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。まずは新道の駅開業予定が当初予定どおりということでお聞きをしまして、非常に安心したところでございました。

まずは道の駅につきまして、企画課にお聞きをいたします。高速道路の全線開通、令和9年度と後ろのほうに修正されたということになりますが、現在遊佐鳥海インターチェンジまでは予定どおり開通しております。観光などで訪れるお客様、人口は相当多いというふうに感じております。当初の新道の駅のコンセプトの一つとしましては、道の駅から町の中に人の流れを誘引していく仕組みを講ずるというものがございました。現在令和5年11月、指定管理候補者が決定しまして、いろいろな業務委託行っておりますが、道の駅開業まで残すところ約1年半ほどということになるかと思っております。指定管理候補者だけでなく、町として町の中に人の流れを誘引していく仕組み、このつくりをどういうふうにお考えになっているのかをまずお聞きしたいと思います。

現在でも人気の高い丸池様、吹浦方面、それから最近では私の地元、蕨岡の上寺地区なんかにも観光客

の皆さんおいでになっているようです。インター下りまして、観光地を示す看板があるわけでもなく、新道の駅開業までは、現在そういったものを何も行う予定がないのか、町の中へ誘引するための仕組みについて現在の考え方をお聞きいたします。企画課、お願いいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

道の駅から町、様々な観光地とか、そういったところに誘導するための取組は考えていることがあるのかということでございました。これまでのお話の中でもありましたとおり、新道の駅の指定管理候補者としてしましてジオ鳥海パートナーズ様がいらっしゃるわけですが、これまでも様々な面で一緒になりながら、そういった誘導策等なども議論、協議を進めてきておりますけれども、今の時点で例えば外から見られるようなものといいたいでしょうか、そういったところをお示しすることまではたどり着いていないといった状況でございます。町だけでということにならないと思いますので、関係される各種団体とか、いろいろ皆様のご意見をいただきながら、そういった施策を模索していく必要があろうかと思っております。明確な回答ができずに大変申し訳ないのですが、今まさにそういったところをやり取りをしているという状況であるということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。いろいろと指定管理候補者の企業さんと打合せをしていただいているということはお聞きをしておりますけれども、非常に昨日のある新聞の記事で、私は不安を覚えたというか、ことがございました。これにつきましては、まず町長にお聞きをいたします。

昨日のある新聞報道、新道の駅の愛称がえっぺけが決定しましたということで記事載っております。私気になったのは、すぐその隣に載っていた記事です。「販売出店者へ条件説明」と題したもの、2027年に道の駅の移転計画を予定している道の駅あつみ、道の駅鳥海、この両方の道の駅の販売出店者説明会が行われましたという記事になります。設計業者が道の駅おおえ、道の駅あつみ、道の駅鳥海と同じ設計事業者になります。昨今の物価高騰によりまして、外観的な特徴を出すことが非常に難しくなっているのではないかなというふうに私自身は感じています。こちらの指定管理候補者も道の駅あつみと道の駅鳥海、代表企業ではございますが、同じ事業者ということになります。遊佐町にある道の駅としてどのように遊佐の特色を出してくれるのかなと非常に危惧していたところ、そんな中、道の駅あつみと道の駅鳥海合同のキッチンカー、テント販売の説明会があり、参加される方はどちらも料金同じですよというような説明のようでした。26日は酒田で説明会が行われまして、27日には鶴岡で説明会が行われたというふうになっておるようです。ただ、遊佐町では、遊佐の道の駅なのですが、遊佐町で説明会が行われたということは記載がないようでした。恐らく行われたのか行われていないのか、ちょっと私分かりませんが。

代表企業のホームページ、確認をさせていただきました。2つの道の駅の特集のようなホームページがございました。2つの道の駅が紹介がありまして、率直に申し上げまして、道の駅、町が巨額の予算を投じてこれから建設しようとしているわけなのですが、ホームページを見ました私個人の考えですが、感じ方、代表企業が同時に2つの道の駅を開業するというふうな形に見えました。率直に地域的な差別化、遊佐町の道の駅ですよという差別化をどのように図るのか、あつみと鳥海で似たような道の駅

になってしまうのではないかとということを非常に不安に私は思いました。恐らく新聞記事御覧になっていらっしゃると思うのですけれども、率直に町長のご感想をお聞きしたいと思います。質疑事項ちょっといろいろございますので、手短にお願いできると非常にありがたいです。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 答弁させていただきます。

ある新聞報道を見て、今野議員が愕然としたという様子が目に浮かびました。私の率直な答弁でございますが、鶴岡のあつみの道の駅と遊佐の差別化とおっしゃいましたが、それは遊佐の力で、これから差別化は絶対できると私は確信しております。同じ建設業態だったり、外観が同じとか、いろんなことを心配なさっているようですが、今野議員はツインコーデというワード、ご存じでしょうか。要は今はいろんな多様性の考え方ができていて、1つの自治体ではなかなか進まないことが、協力していろんなことを成し遂げようという機運も高まっております。先日鶴岡市長と話しました。共に頑張りましょうとお声かけいただき、また今決まっていることに対しては民間の事業者さんの方たちが本当に一生懸命やってくださっていると私は拝見しております。

もう一つ、これから様々な困難はあると思うのですが、まず今までやってきたことを信じ、そして実績を丁寧に積み上げていきたいと思っていますし、恐らく例えば遊佐に来たけれども、鶴岡も行ってみたいねとか、鶴岡のほう行ったらけれども、遊佐はいいよねとお互いがコメントし合ったり、例えばインスタグラムでいいねし合ったり、フェイスブックで話題になったり、そういうことも考えられるかと思っております。

新聞報道による感じ方それぞれ違いますので、今野議員の心配していらっしゃることを本当に私も危惧しながらも、まずは今進んでいることに対してこれから何ができるのか、未来志向でこれからも取り組んでまいりたいと思います。長くなると、後でまたいろいろあれなので、このくらいでいいでしょうか。よろしくをお願いします。

議 長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 町長、答弁ありがとうございます。私としては、やはりある程度巨額の支出をして建てるものですので、やっぱり遊佐には遊佐の特色を生かした道の駅にしていいただきたいなというところが根底にあってということになります。

ちなみに、この説明会なのですけれども、事前に例えば町のほうにはやりますよというようなお話、それから町内で開催されたというような、事前の情報というのは所管の企画課のほうにはあったのでしょうか。お聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

新聞報道でございました出店者説明会についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては事前に、説明会の直前となったようなお話も聞いておりますけれども、当然のことながらこちらにも情報をいただきまして、こういった内容で行いますよといったことは事前に打診はございました。それでいきますと、あと会場としては酒田市、鶴岡市2か所であるということでもありますけれども、遊佐町では行ってはございません。先ほどの今野議員のお話からしますと、本来であれば温海地区とか、そういったところでやるとい

うこともあるのかなと思いましたが、やはり運営事業者の判断で酒田と鶴岡にいらっしゃる事業者さんが多いとか、そういったことも想定しながら行ったのかなと思っております。後からお話を聞いてみますと、いずれも説明会に出席された事業者さん、また出店を希望して検討している事業者さんの声を聞きますと、ほとんどの事業者さんが両方の道の駅に出店をしたいといったようなご希望もあるようでございました。そういったことからしても、1か所で同じような両方の道の駅の情報を得られるといったことがありましたので、そういうところも判断しての開催だったのではと思っておるところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。特色あふれる道の駅、道の駅が最終的な目的地になるというふうになってしまうと先ほどお話ししました当初のコンセプト、これずれてきますので、やはり特色あふれる道の駅を目指しつつ、町内に人口の交流を深めていただけるような話合いを今後も検討していただきたいというふうに思っております。

次に、この新道の駅を維持していくための今後の収入、いわゆる町にとっての歳入について同じく企画課にお聞きをいたします。町のほうとしましては、指定管理候補者を公募するに当たりまして2,300万円、これ参考価格ということで先ほど申し上げましたが、2,300万円で運用して、これで運営をしてくださいよということでの指定管理料をうたっております。巨額の建設費を負担して、指定管理料を負担して、一方公開プロポーザル、提案の際には営業利益の15%を町に納付していただけますという提案をいただいているということでお聞きをしております。ただ、これご承知のとおり、営業利益というのは売上金額から経費を引いたもの、この経費は仕入れ、人件費、電気料などの水道光熱費全て引いて、残ったものの利益のこと、これが営業利益です。これの15%ということになります。そうしますと、最終的に決算をしてみたら営業利益が5,000万円になるケースもあれば1,000万円になるケース、これももちろんございます。現在のところこの指定管理候補者との話合いの状況、それから例えば一例としてなのですが、町として最低金額で納付していただける固定の価格設定、こういったものについては全く今のところお考えがないのか、その点についてお聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

ただいま議員おっしゃいましたとおり利益の15%町のほうに納めていただくという、そういった事業者側のほうから提案をいただいております。この部分に関しては、今お話ありましたが、固定価格等の設定ということも考えられないのかというご発言でございましたけれども、これまでのやり取りの中ではそういうことは全く議論、議題にも上がっておりませんので、これまでどおり15%の納付という線で話を進めているということでございます。この15%、売上げといいましょうか、収入によっては変わってくるわけですので、やはり多くの皆様からおいでをいただいて、お金を落としていただける施設にするといったところが一番重要なのかなと思っておりますので、幾らでも営業利益が上がるような取組をしていたきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4 番(今野博義君) ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり最終的に残った利益、5,000万円残るケースもあれば、反対にもうかれば1億円残るケースというのものもあるかと思います。ただ、利益でするので、そこまで大きな利益があるとすれば、新たな事業を例えば道の駅でまたやりたいというふうになると、経費としてはもっと膨れる可能性もあるわけです。最終的に開けてみないと営業利益が幾らなのか分からないというところに依存をするという考え方は、非常に危険なのではないかなということでの提案と受け止めてください。

先ほど町長答弁にもございましたけれども、将来の維持管理のため、現在約10億円を目標としてためておりますPATの整備基金の一部を残す手法についても検討を始めましたということでお聞きをしました。その整備基金の一部を残すことによって、いろんな今後の維持管理費もしくはその15%をためていきますよというようなお話もございましたが、整備基金の一部を残すことによりまして、逆に今度は建設のときに町債の発行が増えるのではないかなということで非常に危惧しています。令和6年度の決算にいきますと、町債償還額は元金で年間9億円、これ一般会計の償還額です。これに対しての利息、年間3,600万円をお返ししているわけです。ここに今回新道の駅建設費の町債が加わるとなると、非常に大きな返済、負担になるのではないかなというところを私自身は懸念をしているところでございます。

時間がないようですので、いろいろと当初通告していましたが、一部町長からご答弁いただいたということで、先に進めさせていただきますが、道の駅開業した後、第三セクター遊佐町総合交流促進施設の関わり方、これについてお聞きをいたします。新しい道の駅には一部テナントとして入りますよというようなお話があるということでお聞きもしました。ただ、令和6年度の行政報告書によりますと、この第三セクター、内容的には現在のふらっと、こちらのふらっとの直営とふらっとの産直、こちら2つを含めまして売上高4億5,500万円計上しています。これらについての粗利益1億3,800万円ほど計上されておるようです。これがなくなった場合、一部テナントとして入居するということで、これらの金額を全て賄うのは非常に難しいのではないかなというふうに思っています。例えば新道の駅が開業したことによって、町の負担がこれ以上増えないのか、その点につきましてはしっかりと精査する必要があるというふうに考えています。

現在会社内部で検討を進めているということで、先ほど答弁の中にもありましたけれども、ここにつきましては株主である町としまして、所管として企画課になるわけですが、しっかりと精査をして計画を立てていただく。1年半しかございません。こういったところを進めていただきたいというふうに思いますが、お考えいかがでしょうか。お聞きいたします。

議 長(高橋冠治君) 渡会企画課長。

企画課長(渡会和裕君) お答えいたします。

当然のことながら、一番の稼ぎ頭となっておりますふらっとの部分が抜けているということになるわけですので、そのほかのところで収益を上げるような取組を考えないといけないということは当然のことかと思います。そういったところも株式会社の内部の中でも協議を始めていただいておりますので、そういった協議の中に町も加わりながら、どのような形で持続可能な運営ができるのかといったところを見定めてまいりたいなと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、先ほどご答弁にもございました移転後のふらっとの跡地、現在のところは何度か情報としてはお聞きをしておりますが、地域活性化拠点施設の共同加工場、貸し工房、こういったものの移転計画ということでお聞きをしているところでもございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり道の駅大分盛況になっていただきたいという気持ちはございますが、そこから町内に広がっていただかないと、道の駅がどんなに収益を上げて、どんなに利益を上げたとしても、町に入ってくる歳入としましては非常に限られているということを十分理解いただいた上で、これからの道の駅の在り方、先ほど申し上げました跡地の利用につきましても、具体的に決まったものではないと思いますので、検討を進めていただければというふうに思っております。

続きまして、財政と情報公開のほうについてお聞きをしてみたいと思います。まず最初に、町長にお聞きします。一般質問今日 2 日目になりました。昨日いろいろと一般質問ございましたけれども、その中で、まずは遊佐町はばたき支援金給付事業、これ今年の初めての事業ということで、9 月定例会の補正予算に計上されました事業ですが、町内に在住する節目年齢の子供への支援ということで、9 月定例会の質疑でもお話ししましたが、やっとな遊佐高校生だけでなく、町内から酒田市ですとか、町内に住む子供たちへの支援ということで、昨日 1 番議員からもお話ございましたけれども、やっとなお願いして、念願の支援ということに思っております。これ昨日もお話ございましたが、単年度で終わることなく、継続支援を希望したいということでお話ございますが、ただこれも財源がかかるものになります。

昨日の一般質問では、遊佐町生涯学習センター老朽化による建て替えの一般質問のお話もございました。財源と相談してということで、いつになるかは未定ですが、前向きだったのかなというふうに私自身は理解をしました。続きまして、給食費無償化の一般質問、全国的な小学校の給食費無償化に合わせまして、遊佐町は中学校の給食費無償化も同時に行いたいということでの意気込みをお聞きしたところでございました。行政報告、ふるさと納税返礼品の米の価格高騰によりまして、なかなか今年度寄附金のいただき具合というのでしょうか、集まり具合というのでしょうか、については前年の半分ほどということでお聞きをしました。前半でお話ししました今後計画されますビッグプロジェクト、新道の駅の整備、これ維持管理もしていけないといけないということになります。

一言でお答えいただけるとありがたいです。昨日の一般質問の答弁でも引用しましたがけれども、これだけの全ての事業を行って、遊佐町の財政大丈夫なのでしょうか。私は、率直に不安になりました。一言で町長のほうからお聞きできればと思います。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 一言で言うにはかなり難しい答弁になりますが、お答えさせていただきます。

恐らく遊佐町が 70 周年迎えた中で、今が一番厳しい苦境に立たされていると私も、そして職員皆さんも認識して日々取り組んでおります。先ほど今野議員のおっしゃったスクラップ・アンド・ビルド、全くそのとおりで、何かをやるなら何かをやめてという、その言葉どおりのことをこれからやってまいりたいと思っておりますし、今私たちがやろうとしていることは、結果的にこれでよかったねと言っただけなのは恐らく 10 年、20 年後だと思っております。恐らく何かしたときには反動があり、何か決めたときには

失敗があるかもしれませんが、町としては全て遊佐町のためになることだということでやっていこうと思っていますので、財政については厳しいのは事実でございます。そこは紛れもなく発言させていただき、ただ遊佐町だけが厳しいのではないと私は全国を見ながら思っていますので、遊佐町が今どうやってここを乗り越えるかは今野議員やほかの議員の皆さんとも協力したり、または町民の皆様からも協力してもらって、ここに尽きると思いますので、長くなりましたが、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。一言で理解をとするならば、財源は厳しいということで理解をいたしました。ただし、事業についてはやれるものはやりますよということで意思表示をいただいたものと理解をしました。先ほども申し上げましたけれども、ビルド・アンド・スクラップ、やっぱりやるものはやるもので、優先するものというのが非常にあると思います。そういったところも踏まえまして、昨日のお話の中にもありましたけれども、ふるさと納税、やっぱりこれ寄附金、前年から半減しているということでお聞きをしております。

これは、総務課にお聞きをいたします。ふるさと納税の寄附金につきましては、大体半分がふるさと納税の返礼品であったり、経費として使えない部分ということになります。残り半分については一度基金に積立てをしまして、翌年以降に予算化できるということになるかと思えます。おとし、去年、それから今年の状況ということで考えていきますと、年々財源少なくなっているのではないかと私自身は理解をしています。答弁のとおり年度途中で対応のものは、事業予算は当初には入れていないですよという答弁もいただいております。補正で対応していますという答弁もいただいておりますけれども、当初予算の歳入は最大限に見込んで、補正の対応ということになりますと、どんどん後ろに行くほどに大変なように見えるのですが、この点につきまして総務課の見解としてはいかがですか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、予算を組む上で一番基本になってくるのがやっぱり財源であります。国とか県の補助金とかいろいろあるわけなのですが、まずその財源を確保するというところに力を入れて、確保した財源の中で、限られた財源なわけでありまして、限られた歳入の中で当初予算を組んでいかなければいけないと。歳入よりも、当然当初予算組む段階で歳出のほうが多くなってしまうのは毎年のことでありまして、歳出を当初予算において、いかに査定において調整していくかということで、その中、査定のヒアリングってあるのですが、それぞれ各課とヒアリングやっているわけなので、その中で先送りできるもの、あと補正で対応するか、あと年度を越えて先送りする場合もございます。まず、そのような形で査定のヒアリングの中で調整しながらやっているという現状でございます。そのために査定のヒアリングがあると考えておりますし、補正予算がどうしても膨らんでしまうのも、結果としてそうになっているものだと考えております。

当初予算は年間の予算計画でもあるということで、全てを盛り込むべきものではあるものと考えておりますけれども、今申し上げたように歳入、歳出の状況から補正対応とさせていただいているものでございます。まず、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、災害がありまして、災害復旧により一般会計膨らんでいる部分というのもございます。先ほどのふるさと納税の寄附金についてもそうなのですが、年々財源が厳しくなるというような形で私自身は見ております、正直なところ。そういったところも踏まえた上での予算編成、例年ですともう今頃、多分12月ですので、来年度の予算のお話出ている頃かと思っておりますので、その点については十分お願いしたいなと思っております。

時間の関係で、振興審議会につきましていろいろとお聞きしたい点もあったのですが、これにつきましてはまた別の機会、ほか、時間があつたときにでも個別でお聞きするということにいたしまして、最後の情報公開についての考え方、こちらのほうに進んでまいりたいと思います。まずは情報公開、町長答弁の中からですけれども、詳細を記載したことによる入札の影響を懸念しているということでのご答弁ございました。これにつきましては、一部理解はできなくはないと私自身も一定程度の理解は示しております。ただ、ホームページには公開しないのだけれども、総務課に来てもらえれば閲覧は可能ですよということは、最終的には誰でも見られますよということで私自身は理解をしたのですが、閲覧できるのであれば、ホームページに公開しても、閲覧を可能にしても全く同じというふうに考えるのですが、その点総務課としてはどのようにお考えなのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

閲覧を可能にしているということであれば、ホームページでも公開してもいいのではないかなというようになことでございますけれども、まずこれまで、先ほどもございましたけれども、70年の、71年目ですか、その歴史があるわけなのですけれども、その中でずっと閲覧のみで予算書、決算書等公開してきた、公開というか、閲覧を可能にしてきたという歴史があるわけなのですけれども、その途中ぐらいからホームページというものができてきて、ホームページでの公開ということになってきているわけなのですけれども、その状況、ホームページに対する予算書、決算書、事項別明細書も含めて、その掲載についてよりも、ホームページには現在その要点をまとめたものといいますか、概要といいますか、そういったものは財政の関係で掲載しております。いわゆる予算もそうですし、決算もそうですし、その概要をまとめたものを公開していますので、まずはそれでいいのではないかなと。あと、町の広報にもその概要といいますか、予算、決算の概要なんかもまとめて分かりやすく掲載しておりますので、まずそこで、ホームページ上も含めて公開している部分もありますので、まずそれで今のところはいいのではないかなとこちらのほうでは考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。

時間もないですので、率直に可能か不可能かということでお聞きをいたしますけれども、先ほど閲覧という言葉を使用されておりますが、こちらにつきましてのコピーについては可能なのでしょうか。訪れた町民の方がということですが、有償か無償かも含めまして、時間がないですので、簡単をお願いします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 閲覧についてコピーは可能かということでございますけれども、通常町で閲覧させる場合は書き写すということは大丈夫なのですけれども、コピーということはさせておりません。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） コピーをしていないということは、例えば決算書、予算書につきましては町民の皆さんは手に入れることができないという理解になりますが、それでよろしいのですか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 実は予算書、あと決算書、あと事項別明細書、あと行政報告書についてはそれぞれ販売もしている状況でございます。議員の皆さんからも購入していただいたりしているので、お分かりだと思うのですが、予算書、事項別明細書については1,000円、決算書、事項別明細書については1,000円、あと行政報告書については500円ということで、これは一般の町民の方も購入することができます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。今販売というお言葉を使われたようなのですが、この内容については一般的には情報公開する内容のものということで私理解しています。販売ではなくて、印刷をする実費程度という理解ということで私自身は受け止めさせていただくのですが、やっぱりそういったもの、基本的には町民の皆さんに公開すべきものということで進まなければいけないのではないかなというふうに思っています。町長答弁の中にもありましたけれども、入札を懸念するということなのだとすると、これは例えば予算書であれば、これから先のお話ですから、入札を懸念するは理解ができます。ただ、決算書、もう既に終わったものです。決算書も入札を懸念して公表しないということには私自身はならないのではないかなというふうに理解をしております。例えば予算書の開示に影響があるのだとすれば、全体を開示するのではなくて、例えば款項目節、私たちの専門用語でいくと分類がいろいろ分かれているわけですが、中分類ぐらいまでの公表にするとか、やっぱりそういった前向きな情報公開って進めていくべきなのではないかなというふうに思っています。

現在町の広報は、お知らせ号、これ15日号ということで、廃止に向けて動いているというふうに理解しています。町は必要な情報、ホームページの公開だったり、公式LINE活用して情報提供していますよということで、全員協議会等でも我々に対しては説明をいただいていると思います、情報公開に対しまして。町民に届けなければいけない情報、これって例えば議会の議案書であったり、予算書、決算書であっても同じことだと思います。実際に私自身町の情報を得るのに、このホームページ活用していること非常に多いです。実際この議会で議案書、例えば予算書、決算書、ホームページで議事録等と併せて見ましても、議案書がないことによって、実際何が話し合われたのかというところまで町民が状況を把握することが非常に難しいと思っています。議会の採決の結果については議会だよりでも出ているのですけれども、そういったところも含めまして、やっぱり町としては役場に来てもらえれば見られますよ、役場に来てもらえれば決算書、そういったもの、売るではないですね。有償で譲れますよ、そういったことは、やっぱり情報公開につきまして、前向きに進めていっていただきたいなと私自身は思っています。実際要望があればホームページで公開というお話もございましたが、要望がある、なしにかかわらず、町として

は率先して進んでいただきたいなというふうに思っています。

それから、財源につきましても、新しいことを進めていくのであればビルド・アンド・スクラップ、ぜひ町長、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終了します。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の一般質問は終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時51分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 太田産業課長に代わり、佐藤エネルギー政策推進室次長が出席しておりますので、報告いたします。

総務課長より答弁への訂正の申出がありましたので、許可いたします。

鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、私のほうから3番議員への答弁と、あと4番議員への答弁の訂正をさせていただきますと思います。

まず最初に、3番議員の答弁について、eラーニングの講座で338講座の中で、年上の部下、年下の上司についての講座はないと申し上げてしまったのですけれども、探したらあったということでございまして、2つございまして、1つは年上の部下への関わり方講座というものと、あともう一つがベテラン世代の生かし方講座ということで、この2つがあったということで、今後も随時この講座のメニューは追加されていくということでございますので、こういった講座が今後増えていくのかなという感じでは見ております。

続きまして、4番議員への答弁の訂正についてなのですが、予算書、決算書等の販売と申し上げてしまったのですけれども、販売ではなくて、印刷代としての実費分をいただいているということでございますので、訂正させていただきます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） それでは、私のほうからも第583回定例会、一般質問を、2つのテーマがありますので、させていただきますと思っております。

初めに、放課後子ども教室の今後についてということであります。昨日1番議員からも少しその内容についての、テーマについてのご質問がありましたが、私のほうからもさせていただきますと思います。現在旧吹浦小学校、それから藤崎小学校、高瀬小学校で行われている放課後子ども教室は、多くの子供たちが利用し、放課後の子供たちの安全な生活を見守るとともに、保護者の皆様にとっても生活支援の拠点となっています。放課後子ども教室は、教育委員会が設置し、地域住民がボランティアとして参画し、運営しております。令和7年度現在、町には3教室があり、そのボランティアの平均年齢は高齢化していると

言われております。

町では、令和5年度の小学校統合からおおむね5年をめどに、現行の見守り型から本来の子ども教室の体験型への移行を検討していましたが、スタッフの高齢化により今後の運営が困難になり、早期の放課後の児童の居場所づくりが急務となってきました。ここに来て、今年度で閉園する吹浦保育園を利用し、新しい事業所が運営する放課後児童クラブの新設が確定したことから、吹浦放課後子ども教室と高瀬のたかせっこは令和7年度末で終了となり、移転をすることとなりました。しかしながら、運営する事業所との協定が7月に結ばれたにもかかわらず、保護者の説明会が11月末と、少し対応の遅さが見られるようであります。これまで利用してきた家庭は、別の子ども教室への利用が可能なのか、また定員に対しての希望者の人数などの意向調査などを行ってきたのかどうかお聞きしたいと思います。また、現在スクールバスを利用し、送迎が行われておりますが、その際の運行の内容など検討は行っているのか、今後の計画を伺います。

2つ目の質問といたしまして、道路の除雪と雪かき応援事業についてを伺いたいと思います。障がいを持つ方々や高齢者世帯にとっては、これからやってくる雪の季節はとても厄介者であると思われます。地区によっては新規除雪事業所が加わるようではありますが、家の前の道路の除雪で庭先に運ばれた雪も冷え込んでくると氷の塊となり、運ぶことが困難になるときもあります。高齢化が進む当町では、それに対応すべく、地域に居住する虚弱なお年寄りや心身に障がいを持つ方々が冬期間の生活を安心して過ごせるよう、生活道路の確保を地域ぐるみで行うことを支援する雪かき応援事業があります。利用登録は、民生委員の方々を通し、登録する形になっていますが、6年度の登録者は140名を超え、除雪を行う協力者は108名となっており、複数の方々が数件を掛け持ちするという状況になっています。また、協力者の中にも高齢化が進んでいて、リタイアする方々も出てきていると伺っております。今後円滑に除雪を進めるために、協力者の確保はどうするのか、今年度の体制を伺います。

以上、2つのテーマの質問となります。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、7番、那須正幸議員のご質問に答弁させていただきます。

1つ目のご質問であります。放課後子ども教室の今後についてでございますが、現在遊佐町の放課後子ども教室は、藤崎地区の児童が利用できるふじっ子、高瀬地区の児童が利用できるたかせっこ、吹浦地区の児童が利用できる吹浦こども教室、この3つの教室を実施させていただいております。地域のスタッフの方々が有償ボランティアにより、その運営に携わっていただいておりますが、スタッフの高齢化や担い手の不足、放課後児童クラブと類似の役割を求められ、スタッフの負担が大きいことなどが課題とされてきました。また、学校の長期休業期間や土曜日の対応が困難であるなど、保護者の皆様のニーズになかなか対応できない部分もございました。これらに対応するため、来年3月閉園予定の吹浦保育園を活用させていただいて、放課後児童クラブを新たに設置する経緯につきましては、1番の遊佐亮太議員への答弁でも説明させていただいたところでございます。

放課後児童クラブの運営事業者とは、今年7月15日に協定を締結したところではありますが、その後事業者と運営内容や児童募集のための詳細部分の調整を行うとともに、課長会議をはじめ議員全員協議会での説明、そして放課後児童対策推進会議での協議、合意形成を経て、ほぼ予定どおりの日程で11月25日に

高瀬、吹浦地区の保護者対象の説明会、12月3日に全地区の保護者対象の説明会を実施する運びとなったところでございます。

議員お尋ねのこれまで高瀬地区、吹浦地区の放課後子ども教室を利用していただいたご家庭が藤崎地区の放課後子ども教室を利用できるかとの質問でございますが、放課後子ども教室は地域の子供は地域で見守るという地域のご理解の下、見守り型の教室として実施しておりますので、現状のとおり藤崎地区の児童を対象にした教室として実施していきたいと考えております。

次に、お尋ねの意向調査についてでございますが、令和5年度の小学校統合前にも行いましたが、改めて令和6年12月に昨年度の3歳から5歳まで及び小学校1年生から3年生の児童がいるご家庭を対象に、新放課後児童クラブの整備に係るニーズ調査、これを行わせていただき、利用意向の把握に努めてまいりました。

また、新設の放課後児童クラブへの移動手段については、これまで放課後子ども教室への移動にスクールバスを活用してきたのと同様に、スクールバスの運行を検討しております。具体的に利用者が固まった時点で、新年度のバス通学児童生徒数を考慮の上、スクールバスの運行ルートの検討を行ってまいります。また、吹浦駅前には大型バスが入れないため、中型バスによる対応となりますが、吹浦保育園前の道路は狭く、バスの乗り入れができないため、吹浦駅で降りることを想定しています。また、利用状況によっては、大型バスが運行できるドライブインよしの様の前で降りることなども考えられるところでございますが、いずれにしろ降車場所までは放課後児童クラブのスタッフから迎えに来てもらい、一緒に移動することを想定しております。新設される放課後児童クラブに子供たちが安全に健やかに通えるよう、関係者でしっかり連携しながら、これからも進めていきたいと考えております。

次に、とても大事な除雪についてのご質問でございました。2つ目のご質問であります道路の除雪と雪かき応援事業についてにつきましては、町で行っている除雪は除雪する場所によって所管が分けられており、町道の除雪については地域生活課が、道路から自宅の間口までの除雪は健康福祉課が所管となっております。

健康福祉課で実施している道路から間口までの除雪を行う雪かき応援事業は、平成21年から実施しており、高齢者世帯や障がい者など、自力による雪かきが困難で、親戚などによる支援も難しい世帯を対象に、地域の協力者からボランティアとして自発的な雪かき協力をいただき、町民が互いに支え合いながら除雪を行う支援制度です。令和6年度では、雪かき応援を希望する世帯が149世帯、雪かき応援を行う協力者、個人または団体の登録が118あり、延べ1,076回の雪かきが行われました。雪かき応援の登録台帳は、民生児童委員会を中心に毎年見直しを行っており、応援を希望する世帯や協力者の確認を現在行っているところでございます。協力者の確保に当たっては、基本的に前年度ご協力いただいた協力者から次の年もご協力いただくようお願いしているところですが、年齢や体調を理由に次年度の応援を辞退される方が少なからずいることは事実でございます。その場合代わりの協力者を民生児童委員会や区長が中心となり探していたいておりますが、その作業も年々厳しくなっている集落もあると伺っております。協力者確保のため、町はより一層事業の周知を図り、協力者の確保に努めてまいりたいと考えております。

一方、この事業は、地域住民の共助により成り立っている事業でもあります。自力で雪かきが行えない高齢者世帯や障がい者が今後も遊佐町で安心して生活が行えるよう、皆様からも要支援者や協力者の情報

提供、事業へのご協力について、より一層お力添えをいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で壇上からの答弁を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 答弁ありがとうございます。今町長からもお話があったとおりでありましたけれども、初めに放課後の子ども教室についての質問をさせていただきますが、現在の3教室ですけれども、その内容についてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

藤崎地区で名称ふじっ子ということで、こちらは開設年度が令和5年度開設になっておりまして、コーディネーターが3名、スタッフが9名、スタッフ体制が平日は3名で行っておりまして、こちらのふじっ子に関しましては休日等も行っていておるような事業であります。旧藤崎小学校を利用いたしまして、休日等はスタッフが五、六名ということでありまして、児童登録数が32名というふうなお話を伺っております。

続きまして、高瀬地区のたかせっこ、こちらは令和4年度に開設いたしまして、コーディネーターが6名、スタッフが7名、スタッフ体制といたしましては平日のみで3名、こちらは旧高瀬小学校を利用して、26名の登録人数があるということであります。

吹浦地区の吹浦子ども教室は、平成22年度ということですので、今から多分15年前ということになるのかなと思っております。こちらはコーディネーターが3名、スタッフが15名、それからこちらは平日のみで、スタッフが4名体制で、旧吹浦小学校を利用いたしまして、35名の登録児童数があるということであります。

今回は高瀬地区と吹浦地区の2つの子ども教室がやはり高齢化ということでありまして、吹浦地区に関しましては、15年前といいますと、私もちょうど小学校の役員をさせていただいておりまして、地区の役員も兼ねておりまして、こちらの放課後子ども教室の設立に携わらせていただいた経験があります。そのときからスタッフは増えておりますけれども、やはり地域のボランティアスタッフということで、日中ご自宅などにいる方々のご協力をいただいておりますので、あまりスタッフの人数的にも変わっていないのかなと思っております。やはり15年という年月は、かなり長い年月だったのではないかなと思っております。その中で今回は、まだあれですけれども、閉園する吹浦保育園を利用いたしまして、新しい事業所が決定しての放課後児童クラブの開設ということになりました。これに当たりましては、やはり子供たちの居場所が引き続きあるということは本当に喜ばしいことでありまして、こちらの調整に携わっていただいた方々には本当に深く御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

そんな中ではありますけれども、1つ目の質問といたしまして、今回7月15日に協定を結んだということで今町長のお話の中ではありましたが、11月25日に保護者対象の説明会を行っていただいた。本日12月3日には全保護者を対象としての説明会があるということでありましたけれども、7月15日に協定を結んだのに、こちらは昔の教育委員会が主になって子ども教室を運営しておりました。そんな中で、やはり昨日のお話の中にもありましたが、藤崎のふじっ子に関しては令和8年度で閉園するのだという、1年前からそういうお話もあったわけでありまして、吹浦の子ども教室に関しましてはスタッフの皆さんや利用する保護者の皆さんへの説明がやはり遅れていたのではないかなというところの懸念がありまして、

今回はぜひお話をお聞きしたいということで一般質問に入らせていただいたところであります。この件に関しましては、先ほど町長からは行政内では予定どおりの進め方で、それはもう理解はできております。その中でいろいろな調整があったのかなとは思っておりますけれども、やはり利用している方々からは説明したくても、聞かれても説明ができないというお話がかなりありました。そんな中で、やはり所管であります教育委員会としては、どうして時期的に遅れてしまったのか、その辺のところの説明をちょっとお聞きしたいと思いますので、課長のほうよろしくお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの説明がこの時期になった理由ということでありますけれども、やはり7月15日に運営事業者と協定を締結したというようなところがございますけれども、そこから様々な調整、先ほども町長答弁にもございました。この事業者から受けてもらえるということは、そこで大体いけるということにはなったわけなのですが、まだまだ募集に際して詳細事項、そういったところをしっかりと打合せする必要があったと。それから、あと町のほうといたしましても、協定締結したことをいろいろやはり町の中でも合意形成といいますか、町の中でもそこを報告したり、それからいろいろ県と協議したりというようなところで、当然議会にも説明させていただいたところがございますけれども、そういったどうしても手順を踏む必要があったために、時期がこういった時期になったというようなことでございます。まだその辺が決まらないうちに情報提供して、かえって保護者の皆さんに不安な気持ちとか、受皿がでは本当どうなってくるのだと。なかなかやっぱり最初の段階では確定した情報が出せませんので、そういったところを固まり次第説明会するというようなところで、これが11月に設定していたというようなところがございます。その間ちょっともしかしているところからそういった情報聞こえてきたりして、ちょっと不安になった方もしかしたらいらっしゃったかも分かりませんが、まずはこちらとしてはしっかりとした情報をお知らせできる段階になって情報公開するというところで、教育課と、それから健康福祉課と一緒に進めてきた結果でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。今教育課長のお話の中では、募集に当たってのいろいろな打合せ、合意形成、手順が必要であったというお話がありました。その辺に関しましては、やはり進め方がとても多分急だったのかなとは思っております。調整に当たった健康福祉課の方々もやはり時間がないうちでの進めることによって、やはりいろいろな面で調整が必要だったのかなというところは察するところであります。しかしながら、やはり運営自体はもともと教育委員会が行っておりまして、何も決まっていなかったというお話がありましたけれども、昨日のふじっ子に関しましては、まだ何も決まっていない状況での閉鎖ということも昨日はお話の中ではありました。やはり保護者の皆さん、またはスタッフの方々としては、今現在そういう形で行っておりますので、やはりある程度早めに、締結など決まったところでその方向性をしっかりと話しするところはやはり必要だったのではないかなと私自身個人的には思っているところであります。

やはり設立に当たったときもそうだったのですけれども、やはり責任は誰が取るのだ、所管はどこの

だというところがありました。そのときの教育委員会の中では、教育委員会がしっかりと責任を持って行いますので、地域の方々をお願いをして、しっかりと子供たちを見守ってくださいというお話があったことを覚えておりましたので、やはり終わることと始まることが一緒ではなくて、ある程度分かった時点で早めに皆さんにお知らせをしていただいたらとてもよかったのかなと私自身は思っているところであります。これは、誰を責めるわけではないのですけれども、手順としては、やはり携わっている方々から見ると、その辺のところは早めの情報が欲しかったのかなとは思っておりますが、その辺のところ課長、いかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えします。

大変そういったことはご意見として受け止めたいと思いますし、そういったところもございますので、今回ふじっ子の予定につきましては8年度末で運営終了の予定だということで、結局情報を出さないことによって、では1年後こうなるのだったらもっと早くこうしておけばよかったとか、やっぱりそういったところも懸念されますので、そこについてはちょっと受皿というか、そこがまだ未確定な状況ではございますけれども、そこは情報として提供させていただくというようなところで、今回のそういった反省にも係ってくることでございますので、そういった対応とさせていただいているところです。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ぜひ藤崎のふじっ子の際には、今回少し遅れたというお話もありましたので、ぜひしっかりと保護者の皆さんとも、また周りの関係ともしっかりと連絡を密に行っていただきたいと思っております。

今回町長の答弁にもありましたが、私の質問の中にちょっと皆さんからも聞いていただきたいことがありまして、子ども教室と児童クラブの違いというところがあります。これは、子供に携わっている方々は分かることもあるかと思われそうですが、なかなかその内容については名前が違うだけで、内容については分からないというところもあるかと思われしますので、少し説明をしたいと思います。

今までの放課後子ども教室というのは全ての小学生が対象になっております。原則として利用料金は無料という形になっておりまして、スタッフの役割としては地域のボランティアの皆さんが子供の見守りが中心という形になっています。提供される内容については、安全、安心な遊びの場所で、一番最初にありましたけれども、体験活動というのは本来の子ども教室の、それを行うのが姿ではありましたが、遊佐町では体験活動というのは行っておりません。この対象児童の全ての小学生というのは、例えばご自宅に保護者の皆様、そしておじいさん、おばあさんがいる子供たち、全ての小学生が対象になっております。これは、国の所管が文部科学省ということで分かれておりまして、放課後児童クラブに関しましては、対象児童というのは保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生というふうに記載されております。こちらの利用料金は原則有料となっております、スタッフに関しましては放課後児童支援員の資格を有する者、それから子供たちの親代わり、提供される内容については家庭に代わる生活の場所、宿題、昼寝、食事、保護者に代わる生活指導、しつけ、掃除等の指導、それから健康管理、おやつ提供というふうになっております。こちらのほうはおおむね40名以下というふうな児童数の規約がありまして、放課後子ど

も教室とはちょっと違ったところの内容でありました。

お聞きしたいのは、今回は閉鎖するのが放課後子ども教室であります。その中で、やはり保護者説明会の中でも多分こういった意見はあったのかなと思われるかもしれませんが、家計的にやはり困難な方々もいらっしやる中で、私は放課後子ども教室がいいのですけれども、例えば藤崎の放課後子ども教室に移動することはできないのでしょうかというお話があった場合、先ほど町長の答弁の中では地域の子供は地域でというお話がありましたけれども、今小学校は一緒になっておりまして、前の旧小学校時代は小学校自体分かれておりましたけれども、今は子供たちもほとんどが顔見知りと言ってはおかしいでしょうけれども、分かるような小学校の体制になっているかなと思っております。そんな中で、児童クラブであれば料金等が発生するということもあって、そういった保護者の方々の中にはできれば無料の教室がいいのですけれどもというふうな、そういったご意見はなかったのかどうかお聞きしたいと思います。教育課のほうにお願いします。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

やはり放課後子ども教室、これをなかなか当時ほかの児童クラブない地域におきまして、児童の放課後の見守りといいますか、居場所づくりという中で、地域の皆さんから本当に多大な協力をいただいて今まで実施してきたというところでございます。こちらやはり放課後子ども教室の制度を弾力的に活用させていただいて、本来であれば様々な体験、今各まちづくりセンターでやっている少年事業、ふるさと少年教室とか、わらびっこ探偵団とか、そういった体験活動を放課後等を活用してやるような、そういうイメージなのですが、そこを弾力的に活用して見守り型の教室をしてきたというところでございます。ですので、本来であれば放課後子ども教室は誰でも参加できる、無料で参加できるというようなどころではございますけれども、本町の場合におきましてはそういった地域の本当の皆さんのご協力を得ながらやっていたというところで、地域の方限定というようなどころでやっていると。そして、またそうなるとなかなか人数も多くなり過ぎてしまうというようなどころもありますので、本来誰でも参加できるものではあるのですが、基本的に日中保護者が見ることができない家庭の子供たちを中心に受入れしているという現状でございます。

説明会におきましても、何ででは放課後児童クラブはお金がかかるのだとか、それからやはり子ども教室無料で、今まで大変スタッフたちからも頑張っていたと、よくしてもらっていたと、このままでも本当はよかったのにとというような、そういったニュアンスの意見もございました。しかしながら、今後さらに土日、休日の対応をしていくと。それから、今保護者のニーズ自体も本当に、では子ども教室で見守りだけでいいというわけにいかない今までも対応があったところでございます。子供同士の本当トラブルへの対応ですとか、本来自由に参加できる、そういう場ではあるのですが、予定のしていた子供が来なかったときの場合のいろいろ連絡等の対応、それによって保護者といろいろまた話し合いをしたりとか、そういったところも含めて、なかなか子ども教室のスタッフには本当に大変なこれまでご苦労をかけてきたのかなというふうに思っています。それだけもう頑張っていたというところで感謝しておりますけれども、そういったところで今回は本当に子供たちの日中家庭で見ることができない家庭への、そういった子供を預かって、生活の場としての放課後児童クラブを開設するわけですから、当然そこには料金が

発生するわけなのですけれども、町としましてはその負担軽減の制度、健康福祉課のほうで設けておりますので、そこを説明しながらご理解をいただいきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 丁寧な説明をお願いしたいなと思っております。

健康福祉課のほうにちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、放課後児童クラブの児童対象の中に保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生というふうに明記されておりました。やはり子ども教室を利用している方々は、保護者もしくはおじいさん、おばあさんがおられても、高齢になったり、なかなか子供たちの面倒見れない方々もおられると思うのですけれども、そういった方々で、ご自宅に誰かがいればこの児童クラブというのは利用できないという形になるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

利用する申込みする際に、その内容としまして家族状況等についても申込書のほうに書いていただくということになってございます。そういったところの中身を精査したところでの保護者の労働等により日中家庭にいない児童という形になろうかと思いますので、必ずしもこうだということではなくて、また実際申込みを受けてお受けするかどうかというのは、町ではなくて、設置している事業所様となりますので、その辺のところは申込みをいただいたところでの精査になろうかと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。行う事業所の方々の判断ということでありますけれども、やはりそういった保護者、児童も出てくるのではないかなと思っております。それがあからこそやはり藤崎のほうの子ども教室にも移行ができるのかどうかというところをお聞きしたところでありました。また、高瀬地区の方々にとりましては、酒田に通う保護者の皆さんにとっても、やはり藤崎を通っていかれる方々がいらっしゃれば、藤崎地区の子ども教室を利用したほうが利便性がいいという方々もおられるのではないかなと思ったところでありましたので、一応その辺のところは丁寧に説明をしていくという課長のお話もありましたので、しっかりと保護者の方々の納得ができるように、今日も説明会があるわけでありますので、その辺のところはやはり保護者の皆さんの意見をしっかりと聞いていただいて、対応していただきたいなと思っております。

先ほどの意向調査に関しましては、町長のほうから就学前と、令和5年でしたっけ。令和5年度の小学校統合前と、改めて6年度に昨年度の3歳から5歳までということで、まだ小学校に上がる方々、そしてそれから1年生、3年生の児童がいる方々にニーズ調査を行ったという形でありましたけれども、現在高瀬と吹浦と子ども教室を利用されている方々の保護者に関してのニーズ調査というのは、意向調査というのは行っているのかどうか。私の聞いているところでは、まだ行っていないのかなと思っております。そんなところで、やはり開設の説明だけではなくて、現在の保護者の皆さんの利用状況、またこれからの意向、状況などもしっかりと聞いた上で利用についての説明も欲しいのかなと思っておりましたが、その辺

のニーズ調査というのは行っているのか、もし行っていないのであればこれから行う予定があるのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

昨年の12月にニーズ調査実施しております。そのときに来年度小学校入学する方たちの大体の意向もここで確認しているというようなところではあります。既に先日の放課後児童クラブの説明会のときにもう既に吹浦で開催される児童クラブの申込みのご案内等も差し上げて、既に実際12月に入りますと、こういった申込みの段階に入ってきますので、そういった実際の申込み状況なんかも踏まえた上で、実際今年どうなるのかというようなところになろうかと思います。

なお、吹浦の子ども教室が今現在35名ほど、それから高瀬が26名か27名ほどのこういった登録人数というふうになっているわけなのですが、その中で実際平均すると放課後子ども教室の利用者としては高瀬が17.2名ほど、それから吹浦が16.7名ほどというような状況でございます。登録人数、毎日その人数が来ているわけではなくて、やはり増減があったりですので、一定程度家庭でも実は見られる環境にあるのではないかということも推測できるところでありますので、そういったところも鑑みながら、それから来年度の高瀬、吹浦の入学児童、そういった状況も勘案しながらの判断ということになろうかと思います。高瀬地区、来年入学児童のうち利用希望9名、吹浦地区が6名といった、そういった調査の報告も来ているところでございますので、そういったところ含めて、本当に受皿が足りないということのないように、そこはできればというふうに思っているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 新しく始まる放課後児童クラブに関しては所管が健康福祉課になるわけでありまして、入る、利用される方々の申込みというのは全て行っているのかどうか。そういったところ、そういうふうに行うのであれば、どちらの所管で保護者の皆様にお聞きするのかどうか。今現在まだ子ども教室は開催されているわけでありまして、所管としては教育課というふうな形で私のほうでは捉えるのですが、いやいや、新しく入る人方は新しいほうの健康福祉課になるのかというところを健康福祉課のほうにちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 放課後児童クラブにつきましては、既にごきます町内2クラブにつきましては、それぞれのクラブに申込みという形になってございます。そして、新たにつくるところについてはまた事業所設定しておりませんので、窓口としては健康福祉課のほうでという形で今のところ予定をしているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。新たなおところにしましては健康福祉課ということで、その辺も保護者説明会ではしっかりとご説明をいただくことかなと思っております。

こちらのほう進めてこられたのはやはり健康福祉課、そしてなかなか時間がたって、表に出てこなかつ

たところも多々あったのかなとは思っておりますが、実はここに令和4年度に児童の放課後の居場所づくり検討会というところがありまして、報告書がございます。この中にはやはり小学校統合の際に携われた方々も多々いらっしゃるのかなと思っておりますが、統合後の子供たちの環境づくりに関しましてはやはりしっかりと協議をいただいたことと思っております。その中で現在携わっている方々、この当時は放課後児童クラブ、また蔵岡子ども教室、それから藤崎子ども教室、吹浦子ども教室、高瀬子ども教室、そして教育委員会のアドバイザーの方、そして遊佐町健康福祉課課長、それから教育委員会課長、係長、主査まで出席しておって、報告書が出ております。何が言いたいかというと、この中に今後の事業実施に当たっての附帯事項ということで、放課後児童クラブ及び子ども教室を円滑に実施するため、主管課においては以下の事項について取り組まれるようお願いを申し上げますということで、（１）、健康福祉課と教育委員会の連携ということで、必要に応じ情報交換、共有をすること、緊密な連携を行っていただきたいというふうなことが書かれてあります。

町長が２つの課に分かれているというお話の答弁もありましたけれども、分かれているとお互いの意思疎通がなかなかできなくて、時間的なロスも出てくるのかなというところもあるかなと思っております。今回の移行に関しまして、協定は７月に結んでいたが、保護者説明会が１１月ということで、その内容の精査は分かるのですけれども、やはりそこをしっかりと連携を取っていただいて、横のつながりを持って対応していただくことを私としてはお願いするような形であります。やはり保護者にとっては情報は早いほうがいいですし、しっかりとした内容の情報をいただけるということは、とても助かるのかなと思っております。

今回は無料の子ども教室から有料の児童クラブという形に移行になるわけではありますが、やはり中には生活の費用の面で大変苦しんでいる方々もいるのではないかなと思っております。やはり費用がかかるということは、子供の教育費というのはかなり負担がかかってくるころでもありまして、そんな中でこの利用に関しまして町のほうでは何か補助金等あるのかどうか。ここは新しくなるので、健康福祉課になるのでしょうか。健康福祉課のほうで何か補助金等あるのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 補助についてのご質問でございました。先ほど教育課長の回答のほうにもございましたとおり、放課後児童クラブ利用料金補助金というものを当町ではしておりまして、放課後児童クラブを利用する児童の保護者負担を軽減するため、保護者に対して世帯状況や所得状況の基準に基づきまして、利用料の一部もしくは全額を補助しているところでございます。保護者に直接お支払いをしているものでございます。令和５年度から県補助の対象にならないところにつきましても、町単独という形で補助を整備しているところでございまして、全世帯が該当するということで、条件によって異なりますけれども、１,０００円から１万円の月額でございます。補助をしているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） ７番、那須正幸議員。

７ 番（那須正幸君） ありがとうございます。そういった補助があるということも安心できるかなと思っておりますので、やはり説明の際にはこういったものもありますよということも親切にお願いしたいなと思っております。

昨日1番議員の町長答弁の中に、将来的には小学校に活動拠点を集約し、見守り型から体験型への移行準備を進めるというお話がありました。その中に今後は各まちづくりセンターと機関協力等、連携しながら、体験型の子ども教室を計画、実施していきたいという考えの発言があったわけですが、当初は統合5年をめどに、遊佐小学校の中にそういった子ども教室をつくるというお話の中で、この答弁であると将来的には遊佐小学校の中に子ども教室を再度つくるというふうな形で捉えていいのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。こちらは教育長でしょうか。課長のほうで。お願いします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちら将来的には遊佐小学校の空き教室等での活動のほうに移行していく、集約していくというようなところで、今現在吹浦、高瀬、それから藤崎、3教室ありますので、そこを将来的には1か所に統合していくというようなところでございますけれども、それとあと今回終了していく吹浦、それから高瀬とあるわけなのですけれども、その地域での子ども教室を行わない代わりに今度体験型の子ども教室を行っていくというようなところで、先ほども申し上げましたけれども、内容的には各まちづくりセンターで行っている少年事業、それに類似するような体験活動、それから世代間交流とか、そういったところが主な内容というふうになっております。そういったプログラムをやるに当たりましては、まちづくりセンターの事業なども加味しながら、必要に応じてはまちづくりセンターの協力も得ながら、来年度手始めにまず3回程度、放課後になるのか、その時間はちょっと、いろいろ子供たちの集まれる時間帯ということもあるのですけれども、ちょっとそういった体験型の教室を開催したいというふうに考えているところです。なかなかやはり子供たちが家に帰って、また集まってくるというのがなかなか容易でない状況でもありますので、将来的にはやはり小学校の空き教室等活用して、遊佐小学校でできればというようなところを検討しています。来年以降はその移行期間ということで、少し試行錯誤しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 今課長のお話では、遊佐小学校の中へというお話でしたが、今回は吹浦保育園の跡地を利用した児童クラブということでありまして、町内には3つの児童クラブが今できることになります。さらには令和9年度からは杉の子さんも児童クラブを進めたいというお話がありましたけれども、その中でまた小学校で子ども教室というふうになっていくという形の計画でいいのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらで今後計画している子ども教室は、いわゆる見守り型ではなく、体験を行う場ということで捉えておりますので、やはりこれまでやってきた放課後子ども教室のような、放課後児童クラブに類似した形の活動ではなくて、放課後の健全な活動の場というようなところで、平日毎日開催するとかというわけではなくて、その期日を決めて、この日とこの日と。年間何回かそういうプログラムを組んで、子供たちに体験の場を提供すると。なかなか今おうち帰っても、子供たちやっぱりどうしてもスマホばかりするしか

ないと、ゲームするしかないというようなところも最近ございますので、体験の場としてのそういった活動を行うというようなことで、これまでとはまた体系が変わるということをちょっとご理解いただければというふうに思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 内容の確認ということで、体系が変わって、体験型という形の子ども教室ということでありました。各まちづくりセンターとの、その他機関との連携ということでありますけれども、まちづくりセンターの職員の方々に关しまして、かなり日常の業務も入っているのかなと思っております。その際にしっかりと連携をしていただいてやはり進めていただくことが大切かなと思っておりますので、そういったところは事前のやはり連絡、連携が必要になってくると思いますので、ぜひ密にをお願いをしたいなと思っております。

あとはスクールバスに关しましては、先ほど町長答弁の中で、ある程度人数が決まったらまた検討していくということでありましたが、降りる場所に関しましては吹浦の駅、あとはよしのさんというふうにありましたけれども、なかなかよしのさんから、職員の方が迎えに来てあそこから歩いていくのは、踏切をショートカットもできないわけでありますので、天候等、風の強い日等もあるかと思われます。やはり一番ベストなのは、吹浦駅が一番近くてベストかなと思っておりますので、なるべくそういった形での時刻表、または配車ができるような形でこちらはお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

時間も迫ってきましたので、除雪に关しましては、先ほど町長答弁にもありましたやはり協力する方々が減ってきているということであります。地域生活課長にちょっとお聞きしたいのですけれども、道路をブルドーザーでぬけた除雪が家の前にごろんとあります。それは、誰がぬけるのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

まず、うちのほうで所管しておりますのは町道ということでございまして、町道の除雪に关しましては早朝除雪ということで、まずスクールバス、それから通勤、通学時刻を目標に、まず作業をしていただいております。まず、おおむね午前7時までに終わるようにということで、指示を業者のほうにしておるところでございます。また、その他予期しない状況で、当日午前4時の降雪が10センチ以上あった場合は直ちに出勤することとしております。1度町道の除雪をした後は各ご家庭の前に雪を置いていくというような形になるわけですが、町内160キロほどの除雪をしなければならないということで、除雪車1度走った後の処理につきましては各ご家庭にお願いできればと思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ぬけたら、後は自分たちでお願いしますということでありました。

この雪かき応援隊の協力者の方々いらっしゃるわけですが、大体申し込んでいる方々に対しての協力隊の方々が少ないように思われますが、個人的に何件か持っている方々いらっしゃると思いますが、多い方でどのくらいの件数をお持ちになられる方がいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。健康福祉

課のほうでしょうか。もし分かればお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お一人当たり複数の協力をしているかというところについては、今手持ちの資料はございませんので、後ほどお渡しさせていただければと思います。ただ、令和7年度の今現在、今日現在の申込み状況につきまして、個人と団体の登録でございますが、昨年度118に対しまして112名というところで、担い手の方がいらっしゃらない状況ではございますが、何とか維持できているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 私の地区もそうですけれども、やはり高齢化が進んでおりまして、独り暮らしの方々がとても多くございます。遊佐の家というのはとても大きな家で、ちょうど道路から玄関まで、昔から言えば序の口と言うのですけれども、序の口が長くて、本当に雪を除雪するのがとても大変なのかなと思っております。それがやはり1日に何回も積もるような形であると、協力する方々が何度も何度もやはり来ていただいている姿も見させていただいておりました。そういった中で、除雪車の中にGPSがついているというお話を前に伺ったことがあるのですけれども、そのGPSというのはどんな形で、どのように利用されているのか地域生活課長にお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

GPSということでございましたけれども、昨年度除雪管理システムということで導入をさせていただきました。仕組みとしては、スマートフォン、そちらを除雪車のオペの方が携帯して乗り込んでいただいて、開始のボタンを押すと走った時間とか路線が分かるということで、所管のほうでは、担当のほうでは除雪車が今どこを走っているかというのがリアルタイムで分かるという仕組みになってございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。どこを走っているか分かるという今お話を伺えたところであります。

ここはぜひ所管、健康福祉課さんと地域生活課さんと連携していただきたいというふうな私の希望なのですけれども、一つの提案としてこういったシステムがあるのであれば、その集落に除雪に行く時間が大体分かるのであれば、例えば民生委員の方、それから区長さん、雪かき協力隊の方々の例えばLINEを登録していただいて、何時ぐらいにどここの地域に除雪に行きますよというのが分かれば、ごろんごろんしたものが時間がたって塊になって、割れないような状況になる前に除雪などもできるのではないかなというふうなところの提案であります。そういったところをやはり利用していただいて、協力する方々もそうですけれども、何度も何度も行かなくてもいいような形で、利用する方々も本当に一番邪魔になる除雪がなくなるような形でできないかなというところでもあります。この辺に関しましては地域生活課の課長、そして健康福祉課の課長に方向性としてできるものができるものか、お答えをいただきたいなと思っております。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

議員今おっしゃるのは、早朝ということではなくて、大雪の際の日中の除雪ということで、そういった場合ですとよく区長さんのほうからご連絡をいただいて、道路がすごい状況なので、来てくれないかということでご連絡をもらうわけですが、先ほど申しあげました除雪管理システムで今どこを走っているか分かるものですから、オペの方と連絡を取り取り合って、何十分後くらいには行けそうだとかというようなこともつかめますので、そういったことを区長さんにお伝えして、その後で雪かき応援をしていたとか、そういったことはちょっと考える余地があるのかなと思っておりますし、こちらのほうでも健康福祉課所管の雪かき応援の制度をちょっと確認いたしまして、研究したいなと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

今地域生活課長の答弁にございましたとおり連携しながら、できるところ、できないところ考えてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 前向きな答えをいただいたようなところであります。やはり遊佐町、高齢化進んでおりまして、本当に私たちの年代でも今のこのどか雪、重たい雪などは除雪も大変になってきますので、ぜひそういった高齢化対策も行っていただければありがたいなと思っております。やはり L I N E に関しまして、利用者をもっともっと増やしていくような方法をぜひお願いしたいと思っております。町長、よろしくお願いします。

私の質問終わります。ありがとうございます。

議 長（高橋冠治君） これにて 7 番、那須正幸議員の一般質問は終わります。

5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 本日 4 番目になります。まちづくりに関する町民と行政の協働について一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

地域づくり協議会制度の発足は、平成 2 年後半における地方分権による住民自治への流れに端を發しましたが、日本の少子高齢化は既に 1970 年代後半から始まり、1990 年代には少子化が深刻な社会問題になっておりました。平成 9 年度末に策定した遊佐町総合発展計画のゆざ 21 さわやかプランでは、まちづくりの大きな転換期を迎えており、この中ではまちづくりのキーワードとして参加、協働、共生を掲げて、潤いのある地域社会の実現を目指し、施策の大綱として町民参加と協働のまちづくりを挙げ、担い手育成と地域づくりの推進を施策としました。その後全国的な動向に伴い、我が町でも平成 17 年から一貫して人口減少傾向が続いており、今なお日常的な社会問題として取り上げられています。

地域のことは地域で決める住民自治を強化する枠組みとして、遊佐町まちづくり基本条例に基づき、平成 23 年 4 月に地区の公民館をまちづくりセンターに名称を変更し、まちづくり協議会として本格的な運営が始まりました。令和元年 9 月の第 532 回定例会の町長答弁によれば、この事業は公民館活動では乗り越え

られない地域課題に対して、福祉分野などによる活動へ展開、事業運営におけるニーズ調査実施など、成果への期待を述べています。また、平成25年度からの取組として、各地区のまちづくり計画を策定することにより地区の目標が明確になり、取組の到達度、振り返り、見直しを検証する指針ともなり、また広く多様な参加者を巻き込むことができる場合もあり、計画策定は総合的に事業を進める上で非常に有効なものであるとしております。

まちづくり協議会に変わって14年が経過しました。少子高齢化が進む中、町の人口ビジョンでは、本年3月末比で2060年には53.8%となる一方、社人研では36.3%まで減少すると推測されている状況を踏まえ、これまで以上の対策が必要とされる当町のまちづくりについて今後どのように進展させる考えかお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問ですので、よろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、5番、渋谷敏議員のご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、まちづくり計画の現状について申し上げます。住みよいまちづくり、地区の将来像を描き、取り組むべき目標、指標を定めることを目的としたまちづくり計画の策定については、現在蕨岡、遊佐、稲川、西遊佐、高瀬の5地区が策定しています。遊佐地区においては、今年度、令和12年度を計画期間とする第2期計画を策定している状況でございます。

次に、地域担当職員制度の現状と課題について申し上げます。地域担当職員制度は、遊佐町まちづくり基本条例第12条の規定に基づき、協働のまちづくりを推進するため、町職員が行政と町民との連絡調整を行い、地区まちづくり協議会の活動を支援し、情報共有の強化を図り、町民主役の個性と活力ある地域活動の推進に資することを目的として配置しているものでございます。今年度は30歳未満、または役場に採用されて5年以下の若手職員と、地域活動に興味があり、参画したいと考えている職員を対象に募集し、6地区に32名を配置しています。具体的な役割としましては、町政座談会等への出席や各まちづくり協議会の事業支援などです。課題といたしましては、ここ数年、地域担当職員が一堂に会して協働のまちづくりに関する研修や情報交換などをする場の設定が困難になっていることが挙げられます。

最後に、町民と行政の協働によるまちづくりについて申し上げます。まちづくり基本条例では、協働によるまちづくりについて、町民及び町がそれぞれの果たすべき役割を認識し、相互に協力して行動し、まちづくりに取り組むことと定義しています。また、各地区にまちづくりを推進する地域自治組織としてまちづくり協議会を設置し、自主的な町民自治の強化を努めるものとしています。引き続き町とまちづくり協議会が連携し、協働のまちづくりを進めてまいります。また、現在策定中の総合発展計画案では、基本計画の各分野に町民の役割という項目を設けさせていただいております。総合発展計画の推進に当たっては、この町民の役割を周知し、町民と行政の協働によるまちづくりに力を入れて進めたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。また、所管の課長をして、詳細につきましては答弁をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 町長答弁ありがとうございました。

それでは、引き続き自席からの質問をさせていただきます。現在基本計画の最終段階に向けて作業されている遊佐町総合発展計画は、まさに松永町長の思いが込められた町政の指針となる町の最上位計画であると認識しております。そして、この計画を地域で実際に動かすための基盤である行政と町民の協働によって、持続可能な地域運営の実行力を可能にするため、その時代の情勢に合った、そして実効性のあるまちづくりの施策が重要であると考えております。

それでは、所管である企画課に質問させていただきますが、とても多岐にわたる事業でございますが、この分野についてはとても詳しいと思います渡会課長に対応をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

まず、1つ目ですが、まちづくり計画については、公民館からまちづくり協議会に変わって2年後の平成25年に各地区のまち協で策定されることとなり、冒頭申し上げましたとおり前町長は第532回の定例会で地区の目標の明確化や取組の見直しを図る上で非常に有効であると述べております。私が事前に所管へ聞き取りをいたしました、その中では計画策定後の評価と改善まではされていない地区も多いというふうに感じました。計画を策定してから10年以上経過した地区や近年計画を策定した地区、あるいは2回目の策定をした地区もあるようです。もし依然として評価、改善に至っていないとすれば、このことについてどのようなお考えであるかお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

各地区まちづくり協議会で策定をしておりますまちづくり計画についてのお尋ねでございました。今渋谷議員からありましたとおりなのですけれども、本町には6地区あるわけですが、まちづくり協議会も6つあるわけでございますけれども、これまで計画策定を終えているところにつきましてご紹介いたしますと、1つ目が蕨岡地区、一番早く計画策定に取り組んでいただきました。蕨岡は平成26年の3月でございます。続いて、稲川地区が次の平成27年3月であります。その次になりますのが西遊佐地区、平成28年の3月でございました。遊佐地区でありますけれども、遊佐地区は平成31年3月に策定をいただいております。今年度第2期の計画を策定したということで伺っております。その際といいましょうか、2期の計画を策定するに当たっても、計画の到達度、進捗、そういったものを毎年チェックをしながら事業計画に反映し、今回の2期目の計画を策定したと伺っております。これでいきますと、その後は高瀬地区は令和2年の3月に策定したということになっております。高瀬地区におきましては、年1回未来検討委員会という会を開催しながら計画についての意見交換を行っているというふうに伺っております。吹浦地区については、策定はしていないということでもございました。

先ほど町長答弁などもご紹介いただきましたけれども、当然この計画をつくるということは、目標とする到達点までどこまで進んでいるのかと、現状はどこまでいっているのかといったところをきちんと振り返りながら、次の計画に落とし込みながら最終的な到達点を目指すというものでありますので、やはり振り返り等はきちんとやっていただかなければならないなと思っております。ただ、その策定の際には町も一緒につくらせていただきました。ただ、進捗管理については各まちづくり協議会のほうに一任をさせていただいている状況でありますので、現状で町から進捗管理といいましょうか、到達だとか、そういった反省、評価的なものをお願いをしている状況にはないということでもございます。ということもありまして、

詳細の到達度については町では確認をしていないという実態でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏君議員。

5 番（渋谷 敏君） 事前に通告しておりますので、これから質問することも全部答えていただく必要はございませんので、1 つずつ丁寧に答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず1 つ目、PDCAであれば、C、Aの部分です。特にこのチェックの部分がやはり当然必要だろうなというふうに思いまして、そうでないとこの計画がそもそも計画倒れになってしまうという。言ってしまうえば計画しっ放しという、そういう乱暴な言い方もできるかなというふうに思います。全てそうだと私は思っておりませんが、まず今課長から答弁していただいたように、しっかりとそのところを反省するは反省をして次にやはりつなげていくと、こういうところが必要だろうなというふうに思います。

残念ながら私の感想としては、前町長の答弁とは大分ずれがあるのだろうなという感じがいたします。かなり期待感を持っておりました。まちづくり計画、これは何度も何度も答弁にこの言葉が入ってございましたので、ここにかける思いというのが、やはりこれは継続するべきだろうなというふうに感じます。これは、今でも通用することだと思います。このチェック、それからアクションの部分ですが、反省として行政やコンサルの介入というのは、その部分は必要性は感じておりますか。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

まちづくり計画のチェックの部分への関与ということでのお尋ねでございますけれども、そもそもの話、策定したときには当然町も入って一緒につくりましたけれども、その時点で計画の進捗度合いですとか、そういったものは自らきちんとチェックなりをしてくださいますとといったところで策定を始めたところでありますので、現状におきまして各まちづくり協議会の事業に対して、こちらから何か意見を述べるとか、指示をするとか、そういったことは行っておりません。あくまでも地区の皆さんの話合いの中で何が必要なのかといったところ、話合いの中から課題を見つけていただいて、課題を解決するための取組がこういったものがふさわしいのかといったところを皆さんで、皆さんのお考えの中で進めていただきたいという話をしておりますので、そこを今の時点で考え方変えるということは考えておりませんので、地区の皆さんのお力に委ねたいなと思っております。ですので、町が入ったりですとか、コンサルですとか、そういったことは考えてございません。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏君議員。

5 番（渋谷 敏君） ただいまの答弁では、行政あるいはコンサルの介入は考えていないということでございまして、各まち協の皆さんのやられていることは非常に素晴らしいと思っております。私も日々見しておりますが、それは十分に私も評価いたしました上でのことです。やはりそういったところを総括する、統括する所管として、その上で聞きしているというところなんです。それぞれ地域にお任せをするという地域の自主性、それは確かに一理あるわけですが、一方でそういったところを総合的にやはり判断して、総合的にやはり見ていく、地域全体をやはり維持していくという観点からいくと、果たしてそれだけでいいのかなという感じがいたします。この辺りは議論の必要性があるのだろうというふうに思いますので、ただいまの答弁は答弁として承りますが、やはりこういったところはしっかりと議論をして、まして14年も経

過しているわけですから、これが今の時代の趨勢にマッチングしているのかという、そういうところも踏まえてしっかりと検討をしていかないと、まちづくりの根幹に係る部分なので、これはしっかりとやっていただきたい、このような思いでお話をしております。

もう一つ、先ほど課長触れましたけれども、地区の目標が明確になり、取組の到達度を検証する指針となるというふうにこのまちづくり計画の効果、これを当時申しておりました。これに関しては地区にお任せしていたという、そういうことは理解いたしますが、この点に関しては町ではどういうふうに捉えているのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

同じようなお話になるかとは思いますが、地区の皆さんが一生懸命議論を重ねてつくった計画でございますので、そちらに関しての到達の検証についても当然地区の皆様で行うべきであるということだと思っておりますので、町としてその中には現状では入っていくということは想定はしておりません。ただ、毎年役員会、各まちづくり協議会の事務局長、会長の皆さんと意見交換をする場が年4回ほど設定しておりますけれども、そういった中で今議員からおっしゃられたようなところも話題等にも出していきながら、まち協側の考え方も承った上で、どのようにしていくかという話はしていくことができるかなと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏君議員。

5 番（渋谷 敏君） 今お話あったように、年4回各まち協と意見交換、情報交換なり、そういったことを行っていたというふうに私もお聞きしております。非常にまち協の皆さんのご意見を聞くと、町の対応は非常によろしいということもお聞きしておりますので、私は否定的な立場で言っているわけではございません、決して。ただ、やはりそういったところで、今少なからず課題がありました。そういったところをしっかりと向き合っていると議論をしていただいて、改善できるところは改善していただきたい、このような思いでありますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、地域担当職員制度について質問させていただきます。平成27年6月にまちづくりの総括というのが行われました。ここでまち協の役員交代や行政各課との関わりの中で、まちづくり基本条例の趣旨について改めて理解を深める必要があるのではないかとというところで役員の皆さんからの意見が出されたということでございます。時間の経過と人が移動する中で、当初の思想が薄れていくということは当然あり得ることだと思います。しかし、このような時期だからこそ、いま一度まちづくり基本原則を認識していただくような働きが必要ではないかなというふうに思います。

そこで、地域担当職員制度についてですが、中央公民館からまち協に変わった総括の中でもその必要性を今言いましたように述べてございました。まちづくり基本条例でも地域担当職員を配置するというふうになっておりますが、町長答弁では協働のまちづくりに関する研修や情報交換の場がないことを課題としているとの説明でありました。町民の方々は、町の職員に対して何かあったときに頼りになる、人に頼まれる、そのような職員に期待を寄せていることも事実です。これは、実際に私が耳にしていることです。このことについて職場でどのような取組をされているかは私は存じ上げませんが、私が考えるには自分の

職場の知識を生かして町民の方々の相談相手になったり、窓口の雑談でもいいので、そこで町にどのようなことを望んでいらっしゃるのかなどを感じ取って、手を差し伸べてもらいたいということです。そして、町民とまち協と行政の接着剤になってほしいのです。これは、業務は業務として、担当職員ということで選任しているということであると思いますが、それ以上に町の職員がそれぞれそういった気持ちになって、折に触れて町民と触れ合うときにそういったところの手を差し伸べる、そういったことでまちづくりってできるのではないかなというふうに思います。そういう意味での接着剤になってほしいと思いますが、この件に関して企画課長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今地域担当職員の役割的なところでのお話だと思うのですが、町民との接着剤としてというようなお話であります、私が思いますに、役場職員自体がそういった役割を当然担うべきだと思いますので、地域担当職員だからといってということではなく、全ての職員がそういった気持ちといいたししょうか、持ちながら業務に当たっていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） これは、先ほど3番議員が言われた職員の働き方改革、こういう部分に抵触するものでは決してございませんで、余計な業務をお願いしているという、そういう意味でございません。ふだんの業務、あるいは私的な、そういったところの関わりも当然町民とあるわけでございますが、職場を離れても職員であることは事実でございますし、そういった立場にあるということ、そういったところを認識されているとは思いますが、なお一層、やはりこのようにまちづくりが大変になってきているという、そういう大きな課題がありますので、そこでやはりその解決策として、こういったことはお金もかかりません。お金かかりません。費用がかかりませんので、こういったことはやっていただけないかなというふうに思います、町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） お答えさせていただきます。

私職員と共に働いて2年になりますが、本当によく町民の方の声を聞いてくれたり、私が気づかないところを教えてもらったりしたり、もし今渋谷議員がこういうところもう少しというのであれば、今日のこの議論をまた私のほうでかみ砕いて渋谷議員のお考えと、また今前と大分変わりました。時代も変わって、世の中も変わり、多様性の時代ということでいろんな課題がありますので、今日のこの議論を契機にしっかり考えさせていただきたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。私どもはもちろんのことなのですが、やはり職員の皆さんが町民のために何とかしたい、そのような思いを持っていただくということは、非常にまちづくりの一役を買うことではないかなというふうに思います。ほかならないと思います。今町長からお話ございましたが、やはりマニュアルで職員に配るということも必要なのですけれども、町長の言葉で職員に分かっていただく、発信をしていただくという、そのようなことが私非常に大事なのかなというふうに思いまして、

このようなことをお聞きしたわけでございます。ぜひこういったところで、有能な職員がいっぱい、皆さん全て有能な職員でございますので、こういった職員にお願いするということも有効ではないかなというふうな私の考えですので、ご検討いただければ非常にありがたいというふうに思います。

次に、町民と行政の協働によるまちづくりに関してということで質問させていただきますが、協働ってよく出てくるのですけれども、協働、これは、この定義としましては、同じ目的のために異なる主体が特性、役割を尊重して、お互いの自主性を認めながら取り組むと、このようなことだそうございまして、お互いの立場を尊重し合いながら、自主性ということで、非常に自主性というのは難しい。特にまちづくりに関しては、この自主性が非常に重要視されているように感じますが、協議会に変わってからまちづくりの協働の関係性が、当初から見れば14年経過した今、大分考え方も変わってきているのではないかなというふうに思います。そして、その時代に対応していかないと考えますが、それぞれ町民、行政、まち協がどのようなことを行っていくとよろしいのか、この協働に関して。所管ではどのようにこれをお考えでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えしたいと思います。

協働のまちづくりという言葉が結構以前から出てきておりますけれども、そちらの大本になっておりますのが遊佐町のまちづくり基本条例、平成19年6月に施行されておりますけれども、そちらになります。行政、町民及び町の役割的なことがこちらに記載をされておりますので、少しご紹介したいと思いますけれども、町民についての規定については第7条に町民の責務という項目がございます。町民は、まちづくりの主体者であることを自覚するとともに、まちづくりへの参画が自治の実現につながることを認識し、発言と行動に責任を持ち、積極的なまちづくりへの参画に努めるものとするという規定がございます。町民は、町民主体による自治の認識のもとに、積極的に地域課題の解決に取り組むものとする、という規定がございます。

あと、行政についての部分になりますと、まちづくり基本条例の8条から14条までに規定しているものがございますけれども、ここが第4章となっております、町の役割と責務と、そういうタイトルがついております。その中で第12条になるのですけれども、まちづくりに関する情報の公開や地域課題の把握と解決のために地域担当職員を配置するとしているという規定がございますし、また第24条、こちらが協働の推進というタイトルですが、町民は、町民主体の認識に立ち、町民相互の協力のもとに、町と協働してまちづくりを推進するものとする。同じ2項目にありますのが町ということなのですけれども、町は、町民及び自律的に活動する団体と協働して、まちづくり及び地域課題の解決にあたらなければならないと、このように規定をされております。

さらに、第29条になりますけれども、こちらが地域自治組織の規定となります。遊佐町でいいますと、まちづくり協議会のことが地域自治組織となりますけれども、町民及び町は各まちづくりセンターにまちづくりを推進する組織である地域自治組織を設置し、自主的な町民自治の強化に努めるものとする。その次、町はとありまして、自主的な地域づくりや地域の自発的な協働活動を推進するため、地域自治組織に対して、地域活動交付金の交付を行うものとするとしております。様々その事業、計画をするに当たっても、やはりそれを動かすための財源といいましょうか、そういったものがなければ活動できませんので、

町は地域活動交付金の交付をすることによって、自治組織の活動を支援をしているということになってございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 条例をこのように抜粋して読み上げることは、今のような話になるわけですが、これをそれぞれまち協であり、町の職員であり、それから町民の皆さんであり、こういった文書を投げかけてもなかなか分かりづらいのだろうなというふうに思います。

今策定中の遊佐町総合発展計画基本計画に、確かにそれぞれ町民の役割という、そのようなことも記載されております。これは、ある意味前進だろうなという感じはいたしますが、果たして人ってこういって動くのでしょうか。文書を朗読して動いてくれれば、これは非常に楽な話でございますが、やはり町民の皆さんも以前とはいろいろ条件も変わってきてございますし、町の形態も変わってきております。職員も若くなっております。そのような中で、今あったような条例の読み上げ、確かにそのようなものではございますが、必要なのはここからの落とし込みなのです。落とし込みです。これをどのように分かっていただくかということだと思います。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今の私の答弁でいきますと、やはり条例を読み上げるという形を取ってしまいましたけれども、やはりおっしゃいますとおりこれをどのように皆さんに落とし込んでいくかといったところが大きな課題になるかなとは思っております。でありますので、近年本当にまちづくり基本条例に立ち返った形での研修とかもなかなかやれていないという実態もありますので、改めてまちづくり基本条例、町の根本となる条例の学習的なところを地域担当職員ですとかまちづくり協議会の皆様を対象に設定することも必要かなと思いますし、あと町民の皆様にもそういった趣旨、こういった考えを持っているのですよといったところを何らかの形でお伝えをする場を考えなければいけないなと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 本当にありがとうございます。そのようなことだと思います。やはりしっかりと落とし込む、落とし込む場所は役場だけではなくて、本当に町民もそうですし、まち協もそうですし、改めてそういった基本条例、そういったところの理解を皆さんみんなですていくというようなところもその解決の一つになるのだろうなというふうに思います。

ここで問題なのがこの地域のコミュニティーということであります。ここで、現在策定中の総合発展計画では、各分野に町民の役割ということであるのですけれども、まちづくり協議会の自主的な町民自治についても定義されているということでございまして、まちづくり基本条例の中では。この中で、時代の変化に伴い、地域コミュニティーが衰退傾向にあるということが言われてございます。コミュニティー力が非常に弱くなっていると、こういうことですが、その原因として日中地域にいないために関わりが希薄になっているということ、それから活動のきっかけになるそもそも子供が減少しているということ、それから人口減少によって、コミュニティー担い手が減少していると、このようなことが原因とされております

が、いずれにしてもこれまでの地域づくりの方法や行政運営の在り方を見直して、新しい自治の形を生み出すことが必要な状況にあると思います。このコミュニティーの原因は今申し上げましたが、これについてどのような対策をお考えなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいま議員おっしゃいましたとおり人口減少当然進んでおりますし、価値観も多様化しているという中において、集落や地域のコミュニティー機能を維持していくためのものとして、住民が主体的に地域活動に関わるための知識ですとか技能を身につけられるように、人材の育成、そういったものを進めていく必要があると考えているところです。加えまして、地域のイベントですとか地域活動を行う際の支援を通じまして、町民の主体的なまちづくり活動の活性化を図っていききたいなというふうに思っております。

また、地域コミュニティーの活性化ということになりますと、やはり集落の機能をいかに維持していくかと、そういったことが重要になるのではと思っておりますので、集落関連の施策としまして、現在まちづくり協議会の皆さんと意見交換等している段階ではありますが、来年度から各まちづくり協議会のほうに集落支援員をお一人ずつ配置をできないかといったところで今調整をしているところでございます。これまでの集落支援員と違った形といいたしめようか、これまでは空き家対策ですとか、移住者のアフターフォローとか、そういったものを集落支援員という職名のお二人から担っていただいておりますけれども、本来の集落支援員の役割といったところを再度整理をしまして、集落への目配りとして集落の巡回ですとか集落の状況把握、そういったものからやっていききたいなと思っております。各集落の現状等を集落の皆さんと共に点検をして、集落の今後の在り方についての話し合い、こういったものを促すといったことを考えておりますので、地域課題の解決と地域コミュニティーの活性化、そういった取組によって、コミュニティーの活性化を図るための取組につなげていききたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。

この要になるところがやはりまちづくり協議会であろうなというふうに思います。14年経過した今、また当時と課題が大きく変わってきているというふうに思いますが、このまちづくり協議会に関しまして町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 答弁させていただきます。

14年たったまちづくり協議会についてどう考えているかというご質問でございました。私は、渋谷議員の今ご発言聞きながら考えていたのですが、遊佐町は108つの集落の区長さんがそれぞれ自分の地区を回ったり、地区ごとに本当に活動を展開してくださって、それで6地区の地区が、昔はいろんな地区がいろんな個性があったり、1つの町になるなんて昔は考えられなかったとよく先輩たちがおっしゃっていましたが、遊佐のためを思い、子供たちを思い、未来を考えて合併したり、そして私は本当によくまちづくり協議会の皆様たち、どの地区も個性を豊かに、またみんなで協力し合って、町にも本当に協力してくれて、ありがたいなと日々思っております。職員との関わりの面とか、14年前のスタートとちょっとそごが生じ

たというところはもちろん見直してまいります、何かあったら私はまずはまちづくり協議会、6地区のご意見を伺ったり、区長さんたちもそうですし、そのの住んでいる方たちの状況一番分かるのは地元の方たちなので、遊佐町役場としては本当に一緒に町をつくっていく大事な同士だと思っております。また、渋谷議員のおっしゃっていることよく分かりますが、今過渡期にあると思うので、どうぞひとつまたいろんなご指導していただきながら、今のこの過渡期を何とか乗り越えていければと考えております。

まちづくり協議会の皆様たちからいただいた意見は本当に様々切実で、本当に全部かなえたいなと思っておるのですが、なかなか予算が伴わなくて、かなえていないこともあります。また、私が伺えないこともあったり、ご迷惑かけています。これからはなるべく時間を見つけて私も伺うようにしますので、これからもどうぞご指導などよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。

それでは、残された時間、町長に引き続き質問させていただきますが、町政座談会や町長の出前トークによって、まちづくりに関する様々な町民の声を聞いて、協働のまちづくりを進めますとしていることに関連して、まちづくりの基本理念ではチーム遊佐で幸せあふれる町をつくるとしております。新年号の挨拶や施政方針など、再三使われているチーム遊佐とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。お聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 私の中でチーム遊佐という言葉を使わせていただいている理由は、まずはチームというのは1つの何かの困難に向かうときの固まりであります、町民の皆様、議員の皆様、職員のみなどで1つになって、この困難を乗り越えていくという概念でございます。そして、例えば困ったときに助け合えるか、誰かのために働けるか、目標をゴールしたときに喜びを分かち合える仲間であるかということと、苦しいときに一緒に苦しみ乗り越えてきたからこそすばらしいチームが出来上がるというふうに考えております。チーム遊佐と言ってしまうと確かに分かりづらいところもあると思いますが、何をするにも人は1人ではできません。本当にささいなことでも、例えば日常生活も美しい町に住んでいられるのはごみを回収したり、ごみステーションをきれいにしてくれる人がいたり、または寒い中、工事をしてくれたり、または介護の面で大事な家族を日々介護してくれる介護職員がいたり、ここでは語り尽くせませんが、全てが遊佐町のために、みんなが頑張っている町をつくっているのだと思っております。チーム遊佐という言葉で、何とかまとめてみんなで頑張っていこうと思っはいるのですが、渋谷議員の先ほどからの発言を伺っていると、私の発信力が足りないなというところは反省しております。

私からは以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） おっしゃるとおりで、初めてそういったお話を私はお聞きしました。チーム遊佐に限らず、やはりそういった町長の本当の思いを町民の方も聞きたいのです、実は。私も聞きたいです、もしかしたら職員も聞きたいのかもしれません。そういったところは町長のやはり言葉で発信していただくということが非常に皆さん喜んでくれるのではないかなというふうに思いまして、ただい

まの、それでこのチームということをして1つお聞きしたわけですが、次に選挙公約で出前トークということも町長言っておられまして、実際に実施されているというふうに私も認識しております。このことについて、出前トークでいろんな方からいただいた意見、こういったところを行政に取り入れたりしたことや施策として実践したこと、そういったことはあるのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 答弁させていただきます。

ご質問のあった私の選挙公約であります町長出前トークについては、実績のほうを少し紹介いたしますと、令和6年度はまずはスマイルキッズさんが子供たちの歌の発表と意見を町長に聞いてほしいということで参加者数32名、高瀬なえどクラブ2、遊佐町のこれからについて、参加者数14名、遊佐地域づくり協議会様で遊佐の子供たちの未来について語ろうということで14名、稲川まちづくり協会様で地区住民との相談、フリートークでございましたが、49名、遊佐地区の区長会、洋上風力の進捗状況について、35名の参加者様、そして駅前一区自治会さんで令和7年度駅前一区の未来ということで、20名の方が参加して下さって、合計164名の皆様とお会いできました。

この中で何か政策に反映したことはというご質問でしたが、この中のお話聞いたこと、一つ一つ思いを巡らし、どうやれば町政に反映できるかというところを今各課と連動して、所管をまたいで、それをこれから皆様にお伝えするべく、今準備をしているところでございます。言い訳になってしまうのですが、遊佐町で起こった水害の対応に少し足を取られてしまい、進捗できない部分多々ございますが、まずはこの出前トークで得た町民皆様の本音とか、町にこうしてほしいのだという声は漏らさず、聞く耳を持ってやっていきたいと思っております。

この出前トークをすることで何がいいかと申しますと、やはり実際町長と会うことなんてないのだという方たち、大きな都市なんかに行きますと、本当に身近に首長がいるということはないのだという話を聞くときに、遊佐町のよさってやはり普通にいろんなところに私が出向かせていただくというのが、私も小さい頃そういう町で育ちましたので、先輩たちと同じようにやっていきたいと思っております。

私からの答弁は以上です。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） それでは、もう一つ質問をさせていただきますが、遊佐町の総合発展計画の基本計画につきましては、令和8年以降5年間について、また実施計画につきましては3年ごとのローリング方式で毎年見直すということになっていると認識しております。計画策定のスケジュールによりましては、来年2月に当初予算内示に合わせて第1期実施計画を議会に公表するとしており、現在はヒアリングによる予算編成中と聞いてございます。まだ8年度の実施計画が固まっていない中で予算編成が行われていて、当初予算に合わせて実施計画を議会に公表するという、この辺のスケジュール感がちょっと私は理解に苦しみかなというふうに思うのですが、通常は計画ができていて、それに予算が決められていくというものだと思いますが、まだ8年度の実施計画も固まっていない。このような中で来年度の予算編成を行う。では、この計画が動いてしまえば予算もそこは修正しなければならない、このようなことも実際起こり得るのではないかなというふうに思います。

そして、今のこのスケジュール感でございますが、言いましたように2月の13日に当初予算内示に合わ

せてということで議会に公表するという、このようなことでございまして、今町長言われました。出前トークでいろんな意見をいただいた、そのような中で豪雨災害があつて、できないこともあつたと。これは事実そうだと思いますが、では今の予算編成の中に町長がこれだという予算、方針という部分について、町長の方針が予算編成にどのように反映されていくのか、その辺りをお聞きしたいのですが、町長、よろしいですか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 答弁させていただきます。

大枠の話になってしまいますが、遊佐町にとって必要なものをまずは考えていきたいと思っております。もちろんこれとこれとこれとなかなか明言するのも難しいことでございますので、やはり防災に強いまちづくりのための予算、そして私が思うに困っている方を助ける方のための予算、また町が発展するために、第1次産業もそうですが、全てのいろんな職業の方を応援する予算、こういう形で町はこれから進んでいこうと思っています。その中でいろんな考え方がございますし、いろんな各所管のご意見、各所管の課長の考えていること、これを吸い上げて議論して、すばらしい予算編成にさせていただこうと思っています。実際問題なかなか、私は感じているのですが、民間の感覚の運営と行政運営では、かなりいろんなことがギャップがあつたり、中ではできないこともあるのですが、そこはなぜできないのかは理由がきちんとあります。できない理由を述べているのではなくて、できるように奮闘しているし、そこは議員にもご理解いただければと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 防災、それから困っている人の予算という、いろいろ考え方もあると。それは、確かに困っている人の予算というのはいっぱいあるので、これどういう予算なのかなというふうに、全てがそうではないかなというふうに思います。その中で、やはり松永町政、これは総合発展計画にしっかりと落とし込む、これが大切な部分ではないかなというふうに思います。確かに事情はございます。民間の事情も、それは私にも言っている話だと思いますが、それは存じ上げまして、行政との違いもそれはあるのかもしれませんが、ただ物の考え方として、リーダーとなる町長の方針がやはり総合発展計画にしっかりと反映していく、こういう方向性というものは私は必要でないかなというふうに思います。その一つとして、この予算編成ということで私は申し上げておりました。

それでは、予算編成以外に総合発展計画、これを策定していく中で、町長のお考えというのはどの辺りに反映されているのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 基本目標を申し上げさせていただくと、字面を読み上げるとなかなか入ってこないとおっしゃいますので、やはり私はこれから町が人口が減っていく、成り手もない。だがしかし、なかなかICT関係もそうですが、若い方たちが考えているやり方、例えばスマホの使い方や今できるいろんなデジタルの推進も、では高齢化の町でどうなるのという話もあるので、私が進めていきたいと思っているのはそういうことを議論できる環境をつくっていききたいと思っています。今まではなかなか言えなかったこと、例えば私町長になったものですが、とても何かいろいろ言いやすいみたいで、全てのお声が飛

んできます。これは、とても自分にとってメリットであって、きっとこの言葉は大事な言葉だなと思って、全て受け止めようと思っていますので、まずは議論できる環境づくりを第一にやっていきたいと思っています。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。

それでは、まとめさせていただきます。遊佐町総合発展計画の策定につきましては、このように机上の計画を実際に地域に浸透させるためには行政、町民、そしてまち協との協働によるまちづくりの施策が重要であることから、今日の一般質問を行いました。ぜひ町長のリーダーシップを職員にも町民にも発信していただき、町政が一步でも二歩でも前進するように期待して私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（高橋冠治君） これにて5 番、渋谷敏議員の一般質問は終わります。

3 時15分まで休憩いたします。

（午後2 時5 8 分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3 時1 5 分）

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員への答弁漏れがありましたので、松永町長より答弁いただきます。

松永町長。

町 長（松永裕美君） 先ほど5 番、渋谷議員の答弁に際しまして、遊佐町の現在の集落数「108」と答弁いたしましたが、活動集落数は108、現在の実際の集落数は「109」でございます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員への答弁漏れがありましたので、渡部健康福祉課長より答弁いただきます。

渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 7 番議員、雪かき応援事業の協力者についての答弁保留させていただいておりましたので、お答えいたします。

雪かき応援かけ持ちされている方の状況でございます。お一人で最大6 件持っている方がお一人でございます。あと、3 件を持っている方が5 名いらっしゃるという形になってございます。やはりこの事業につきましては、地域住民の共助によりまして成り立っている事業でございます。改めて感謝申し上げたいと思います。また、間に調整役で入っていただいております民生児童委員の皆様、区長の皆様にも感謝申し上げます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 一般質問を実施させていただきます。

海岸に漂着する各種ごみの現状と今後の対策についてお伺いいたします。12月に入り、北からの強い季節風や高い波により、町内の海岸にごみが漂着しています。これら海洋上のごみの中で、特にプラスチックごみの8割以上は陸上で発生し、月光川などの河川等から流れ出たもの、また風に飛ばされてきたもの、はたまた海流に乗って流れ着いたと思われるもの等が当町の名勝地である出羽二見、十六羅漢、釜磯等に流れ着いています。流出し流れ着いたごみを定期的に拾い集めることは、当然重要であります。現在の対応状況を再度お伺いいたします。

各種ごみを海に流出させない方法の考察も重要ではないかと思料します。海岸、河川の管理者である県との調整、対策の検討等の有無をお伺いいたします。

ごみの除去に関し、民間ボランティアの要請等の検討、実施についてお伺いいたします。

以上、壇上から、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、12月定例会最後の一般質問者であります8番、佐藤俊太郎議員に答弁させていただきます。

海洋ごみにも様々な種類がありますが、最も問題とされているのがプラスチックごみでございます。海洋ごみの半分以上を占めるプラスチックごみは、素材の性質上滞留期間が長く、中には400年以上海の中を漂うものもあると言われております。このプラスチックごみだけをとっても、世界に合計1億5,000万トン以上の量が存在していると言われておりまして、毎年約800万トンに及ぶ量のプラスチックごみが新たに海に流れ出ていると推定されております。そのうち2から6万トンが日本から発生したものと推計されております。海の生物への影響も甚大で、これまでに魚類をはじめウミガメや海鳥、クジラなどの海洋哺乳動物など、少なくとも700種ほどにも被害をもたらしております。このうち92%がプラスチックごみによる影響で、例えばポリ袋を餌と間違えて食べてしまったり、網に絡まったりすることで傷つき、死んでしまうことも日常となっております。

海洋ごみの流出元ですが、約7割から8割は私たちが暮らす町から出たもので、例えば雨が降った際などに路上のごみが川や水路に流出し、海へとたどり着くものもその要因の一つとなっております。ごみの発生原因は、不法投棄やポイ捨てによるものと、ごみ集積地点からの漏えいや災害時の応急処置で使われ、経年劣化した製品や農業資材の流出があると考えられております。町としましては、国の海岸漂着物等地域対策推進事業に基づき、海洋漂着物の回収処分の実施やボランティア活動への支援として収集されたごみの処分を実施しております。

ボランティア活動につきましては、今年も遊佐町の海岸において、町内小学生、中学生、高校生合同による清掃活動、大学生の団体でありますイビューサによる清掃活動などが実施されております。このように多くのボランティアの力により、この遊佐町の海岸を守っていただいているということに感謝を申し述べます。

町の対策等、詳細については所管の課長をして答弁をいたさせます。

私の壇上からの答弁は終わります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） それでは、ご質問の詳細につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、現在の対応状況ということでございますけれども、皆様ご承知のとおり日本につきましては四方を海に囲まれておりまして、海岸線は総延長約3万5,000キロで、世界で6番目の長さとなっております。漂着ごみの多くにつきましては国内からのもののようにございますけれども、四方を海に囲まれているということで、漂着ごみは海外の言語が書かれたものも流れ着いてございます。町といたしましては、国の海岸漂着物等地域対策推進事業に基づきまして、県が市町村の行う事業に対して補助を実施しております。

当町でも平成25年度から毎年海岸漂着物の回収、処理を行ってございます。事業予算規模でございますけれども、ここ3か年の実績ですが、令和4年につきましては予算規模が646万2,000円、令和5年につきましては予算規模が636万4,000円、そして昨年度ですけれども、予算規模が641万8,000円ということで、このような形で海岸清掃を実施してございます。海岸清掃の場所につきましては、西浜海岸、釜磯、鳥崎海岸、滝ノ浦海岸及び十里塚海岸、これに十六羅漢も含めまして、遊佐の沿岸域の海岸を清掃ということで活動してございます。

なお、県からの補助につきましては、8割の補助をいただいて事業を実施しているところでございます。

次に、海洋ごみの発生原因の一つとしまして、不法投棄、ポイ捨てが挙げられております。不法投棄は、その性質上人の目につきにくく、めったに人が通らないという場所に投棄されることが多くなりますけれども、町では土地勘に優れた地区住民を不法投棄監視員として委託しておりまして、不法投棄の発生抑制、不法投棄の早期発見及び違法投棄の撤去等を目的に、町内の巡回パトロールを行ってございます。この活動によりまして、不法投棄されにくい環境づくりを行うことも海洋ごみの発生を抑制することにつながっていくのではないかと考えております。また、他の海洋ごみの発生原因といたしまして、集積場等からの漏えいもあるということで、町には173基のごみステーション及び7基のリサイクルステーション設置してございますけれども、海岸への流出が懸念される場所に設置しているごみステーションにつきましては特に注意を払い、適切に管理をしております。

ごみの軽量化、再資源化及び適正処分の推進ということにつきましては、衣類、小型家電回収事業を年1回、今年度は7月25日に実施いたしました。それから、粗大ごみ回収事業、こちらにつきましては年2回実施しておりまして、春は5月下旬に6地区を巡回し、回収、秋につきましては10月18日に役場防災センターのほうの駐車場で実施いたしました。限りある地球資源を有効的に使う循環型社会の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、管理者である県との調整、対策の検討等の有無ということですが、各種ごみを海に流出させない方法につきまして、管理者である県との調整、対策等に関するご質問ですが、県と沿岸2市1町の各海岸管理者及びNPOや事業者等で構成しております美しいやまがたの海プラットフォームにおきまして、海の景観保全、はだしで歩ける庄内海岸を目指して活動を行っているところでございます。活動につきましては、海岸漂着ごみの回収ボランティアによりまして海岸清掃支援などの回収事業を行っておりますけれども、回収事業だけではなく、ごみの排出抑制、海に流出させないための啓発活動を行って

いくことも重要であると考えております。

それから、ごみの除去に関しまして民間ボランティアの要請等の検討とのことですが、先ほど町長答弁でも申し上げました町内小学生、中学生、高校生合同による清掃活動、大学生の団体でありますイビューサによる清掃活動のほかにも全町美化活動、河川愛護活動、企業による社会貢献活動等、様々な活動等通じてボランティア活動に取り組んでいただいております。町としましては、今後も継続してボランティア活動への支援を行ってまいりたいと考えております。

河川や海岸に流れ着いた海洋ごみの回収も大切ではございますけれども、拾うだけでは解決しないとも言われております。まずは私たちにできることの実践ということになるかと思っておりますけれども、例えばマイバッグ、マイボトルの持参、ごみのポイ捨てをしない、過剰包装を避けるなど、四方を海に囲まれ、長年その恩恵を受けてきた私たち一人一人の環境に対する意識変化が重要であるというふうに考えてございます。今後におきましても、海洋ごみ対策の推進等によりまして、海岸環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持、保全することによりまして、地域社会、漁業、観光等の地域の基幹産業に欠かせない美しい豊かな海の実現に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） るる丁寧なご答弁、大変ありがとうございます。令和6年度の予算規模が641万8,000円であること、この予算によりごみに関する各種施策が対応されているという事実が町の皆々様に知っていただくことも重要だと考えております。ありがとうございます。

事ごみに関しての質問は、複数回なされております。令和4年6月の第557回定例会では、隣の7番議員が不法投棄に注目したジオパークがごみパークにと、かなりショッキングな文言で質問を実施されております。当時の時田町長及び担当課長より、今回同様具体策の答弁をいただいて、理解をしていると思ってございます。

海洋上のプラスチックごみを削減するために日本政府が策定した海洋プラスチックごみ対策アクションプランが2019年に環境省から発出されております。これは、プラスチックの有効利用を前提としつつ、海洋に新たな汚染を生み出さないための取組を徹底していくというプランだと理解をしております。ちまたにはSDGsという文言があります。持続可能でよりよい世界を実現するための17の国際目標ということでございます。SDGs 2025、2025年とでも読むのでしょうか、達成度が発表されております。日本では17の目標のうち6目標が深刻な課題があるという最低評価を下されているとのこと。目標14、今私が質問をしております海の豊かさを守ろう、これが該当しており、目標15である陸の豊かさを守ろう、これもやはり同じく最低評価とのことでございます。なぜこのような評価なのか。つまりはごみが減っていないと私は理解をしております。

先ほどお尋ねしましたボランティアの人々による対応ですけれども、これはボランティアに携わる方々の人海戦術だと理解をしております。西浜では、先ほど町長答弁にもございましたけれども、小学生、中学生、高校生が頑張っ、とてもきれいになっているという理解をしております。私も以前環境推進員をやっていた時代に、複数回一緒になって活動を行いました。当時は班編成をしまして、たしか5班か6班に編成をしたと思います。そこで、担当部署からごみを拾い集めるということでもございました。この小学

生、中学生がボランティア活動としてごみを集めるということについて、教育課のほうではどのように考え、生徒、児童に対応しているのか、もしよろしかったらご答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

本町におきましては、小学校、それから中学校、高校の連携事業といたしまして、遊佐小の6年生、それから遊佐中学校の1年生、そして遊佐高校の1年生というようなことで、3者連携した形で、さらにはその中に町のほうからも環境推進員の方々からも協力いただいて、それからあと海岸ごみとか、そういった海洋プラスチック問題取り組んでいるNPO法人のほうとか、それから大学生の団体等からも参加いただいて、西浜海岸の海水浴場のところのごみ収集活動、海岸清掃事業を実施しております。小学校、中学校、高校、これらの方々に対して環境問題への理解ですとか、それから地域活動への当事者意識を醸成すると。特にこのきれいな、ふだん自分たちが夏休み海水浴場で遊んでいるわけですが、そういう海岸はやはり自然にそういうきれいになるのではなくて、人が手をかけてきれいにして、こういうふうに整えているのだよというようなところ、そういった当事者意識を持ってやはりごみ問題、そういったものを考えてほしいというようなところで、こういった3者連携しての事業を実施しているところでございます。

その中で、現在ですと開校式、開会式のときに海岸清掃等に取り組んでいるNPO団体の方からごみの由来とか、そういった海岸ごみの性質、それから現在のプラスチックごみの問題であるとか、それからごみ収集に当たって、安全を含めて注意することなどを、そういったものを開校式のときにお話ししていただいて、さらには収集したごみについても、このごみはどこから来たやつだとかいろいろ解説などもいただきながら、そういった形で取り組んでいるというようなところでございます。町内の事業所からも参加いただいて、東京にある本社から社員研修も兼ねて海岸清掃、応援駆けつけてきてくれたというようなところもございました。そういった官民連携、それから小中高連携ということで実施しておりますので、夏の前の時期ではございますけれども、非常に有意義な活動になっているのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 詳しくご答弁いただき、ありがとうございます。やはり子供たちがなぜごみを集めなければならないのかということについて教育をというか、教諭するということは非常に重要なことだと思っております。

私は、西浜に近いところに生まれ育ちまして、中学生から、小学生はちょっと川で泳いでいましたけれども、中学生になって波に負けないうらいになって、それから西浜で泳いでおります。当時のことをまだ覚えておりますけれども、もちろん昭和の時代ですけれども、プラスチックごみ等々はなかったという記憶です。木材等の流れはありましたけれども、プラスチックのごみはなかったと記憶しています。そして、また歩くたびに砂がキュッキュという音、鳴き砂とでも申しましょうか。今はしません。当時私が西浜で歩いているときにはそういう音もするという記憶がございます。だんだん、だんだん地球が汚されてきている。汚したのは誰かと想像すれば、想像に難くないとは思いますが。これをまた元に戻すための不毛な努力とでも申しましょうか、努力をしなければいけないというのは悲しいことですが、このまま放置

できないということで、海の豊かさを守ろうという項目ができているのだと思います。

それで、先ほども申しました。すごくきれいになります、人海戦術で。しかし、一冬過ぎると、残念ながらまた流れ着くわけでございます。つまりは1回では駄目だということだと理解をしております。先ほど西浜、十六羅漢、6か所の場所で収集活動をやっているというご答弁でございました。

議長の許可を得て、写真の資料をお願いをしたいと思います。議長の許可を取っておりますので、私の写真。これは、場所は先ほど私言いました出羽二見の一角でございます。このところにあまりよく分からないのですけれども、流木に交ざって缶、プラスチックのペットボトル等々が流れ着いております。

次の写真をお願いをしたいと思います。これは、3メートル四方のところを集めてみました。大きなごみ袋ほぼほぼいっぱい、重さにして約5キロ弱ではないかと思われませんが、このごみはこれから海に再度流れ出すということはありません。私の感覚では、流れ着いて、さらにまた流れ出して、また流れ着いて、そういうことを繰り返しているうちに粉々に砕けて、今非常に問題視されているマイクロプラスチックになるのだらうと思っております。

釜磯でのボランティアでごみを収集した経験ございますけれども、もう無数にごみが流れております。マイクロプラスチック的なごみは、残念ながら拾うことができません。それで、いろいろSNS等で調べてみると、鶴岡市の由良海岸では地元の住民組織であるゆらまちつく戦略会議という団体が海岸清掃に協力、実施をしております。除雪機を改造したオリジナルの機械、除プラ機というものを作って清掃活動を行っているということでございます。当町でも公園等の草刈りには、最初はエンジン付きの草刈り機、今現在は乗用草刈り機で実施していると理解しております。やはり文明の力は、最大限使ったほうがよろしいかなと思っております。このボランティア活動するに当たって、そういう機械類を使うということはないと思っております。今後そういった機械類の検討を私は切に望むわけでございます。いろいろな機械があるようでございます。やはり人海戦術に頼るということは一時的なものであると思います。

先ほども申しました6か所以外の海岸線、先ほど私写真でお示ししました二見、それ以外にも西浜海岸から酒田方面、日向川までの距離、こちら非常に多くのごみがございます。これについては全くの手つかずの状態ではなかろうかと思っております。果たして6か所だけでいいのかといたら、これはやはりSDGsの海の豊かさを守ろうということには貢献はするのであろうが、100%満足できるというものではないと思っております。ですから、今後ボランティア活動でやっていただくのも非常に重要。しかし、場所及び回数、これらをもう一歩町として踏み出して対応をしていただくという、そういうことを私は希望をしておるわけです。なぜならば、現状マイクロプラスチックになりつつあるものが実際にあるわけです。実際にあるものをどうするかということにやはり着眼をしていただきたい。これは、今後の対応として、そんなことをやる必要はないということをお考えの方は多分いらっしやらないのだと思います。いかがですか、町長。

私が西浜から日向川までの間、これは私釣りが好きなものですから、今はちょっと控えていますけれども、以前、行けるのです。もちろん歩いても行けますし、すごいです、ごみの量が。私思うに、そこにあったやつがだんだん、だんだん砂に埋もれて見えなくなっているのではないかなと思うのです。なぜかという、西浜のボランティアで中学生、小学生が大きなカブを引っ張るみたいにして、一部出ている漁網を引っ張るのです。だけれども、出てこないです、下のほうに埋まっています。それが私の経験上だと、もう

かなりの数が埋まっていると思います。そういうのはもうしようがありませんけれども、そういうやつが今後流れ着いた場合にはやはり埋まる前に取り出す。自力で取り出せないで、先ほど申しました文明の力、機械に頼る。もちろんそんな安いものではないと思いますが、こういうことも大切でなかろうかと思っています。その考えに反対だということはございませんですね。ありがとうございます。

それで、釣りが好きな関係上、魚にはマイクロプラスチックがもう既に入っていると。それを食べた我々、私魚好きですので、私の中には多分マイクロプラスチックがかなり入っているのではないかなと思っていますけれども、その影響かどうか分かりませんが、そんな状況です。しかし、これから生きていく小学生、中学生の子供たちに対して、マイクロプラスチックになるものをいかに取り除くかということが必要なのではないかなと思っています。

先ほどご答弁でかなり精神的な対応、ごみを減らそう、ごみなくそうということ、よくよく私も理解してございます。しかし、今現在あるやつをそのまま見過ごしていいのかということでございます。月光川流域の住民です。私のすぐ近くに白鳥公園すがさとがございまして。この白鳥公園すがさにスロープがあるのです。これは、多分カヌーか何かがやはりできるようにという配慮のためと思われます。そこにも季節風によって、海から流れ着くのです。それが今もあります。たまにボランティアスタッフが取っているのですが、なかなか全部取り切れるというわけにはいかないのです。さらには牛渡川と洗沢川の合流地点にもごみがたまりまして。あります。月光川と牛渡川の合流地点、ここにはいっぱいあります。このいっぱいあるやつをやはり県と協議の上、なくすという方向にいけないかなと思っています。ですから、今あるものをいかになくすかというのも大切だと思っています。これについて課長、今後先ほど申しました機械の検討、前向きなご答弁をお願いしたいのですが、よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えを申し上げます。

佐藤俊太郎議員の熱い思いを聞いたところでございますが、先ほどご紹介いただきましたけれども、何か鶴岡市の由良でも機械を使いながらごみを集めているというようなこともありましたし、全国各地でそういったものを使いながらというのはあるのだと思います。ですので、そういったところを情報収集して、研究してまいりたいと思っています。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 情報収集、研究して対応したいという前向きなご答弁ありがとうございます。

さらには釣りを好きな人もしくは自然環境に興味のある方、少なくないと思われます。この方々がボランティアとしてごみを拾いやすくするための方策、例えば町でその際のごみ袋を提供するだとか、トングといますか、ごみを挟む、百均でも売っております。そういうごみを買わないでも回収できるような道具等々の配付を、希望者に配付するというような施策も必要かなと思っています。先ほど雪かき応援隊、これはボランティアですが、たしか一部有償ボランティアだという理解をしてございます。ごみなくしたいボランティア隊も、有償ボランティア隊もあってよろしいかなと思っていますので、こちらのほうの検討もなされたいと思っています。やはり先ほど写真で見ていただいた二見から上に上げるということもなかなか大変なことでございます。ましてや今現在流れ着いている漁網あります

けれども、これはもう完全に素人では手に負えない状況にあります。そういうところも県との対応検討ということで、対応していただきたいと思います。

やはり地域観光の資源でもあります海岸線ですので、いつ行ってもきれいだなと思われるところが一番だと思います。以前四国の室戸に視察に行かせていただいたことがございます。室戸海岸は、ごみがほとんどございませんでした。なぜかということをお尋ねしました。そしたら、ジオガイドの方々にごみがあったら拾ってもらう、もしくは通報をしてもらおうということで、その都度その都度対応することが重要ではないのかというようなご教示をいただいた経験がございます。当町でもいろいろな方のいろいろな力で町が成り立っているという、先ほど町長ご答弁ございました。やはり一部の方ではなくて、いろいろな方のいろいろな力を結集して、よりよい遊佐町になるというような方向でいけたらと思って私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長（高橋冠治君）　これにて8番、佐藤俊太郎議員の一般質問は終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

次に、日程第2から日程第12まで、議第81号　令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか各会計補正予算3件、条例案件3件、事件案件4件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君）　それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議第81号　令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）。本案につきましては、各種事業における変更、低所得世帯等の冬の生活応援事業などの新規事業に対応するために関連する予算について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に9,800万円を増額し、歳入歳出予算の総額を112億1,700万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、地方交付税で1,380万円、国庫支出金で615万円、県支出金で1,725万円、寄附金で40万4,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金で5,767万7,000円、諸収入で61万9,000円、町債で210万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で9,800万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出については、議会費で37万1,000円、総務費で2,314万6,000円、民生費で2,802万9,000円、衛生費で126万9,000円、農林水産費で5,496万3,000円、土木費で164万円、消防費で465万6,000円、教育費で550万1,000円をそれぞれ増額する一方、商工費で2,157万5,000円を減額し、歳出補正総額で9,800万円を増額計上するものであります。

議第82号　令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、繰越金と諸支出金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,548万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億9,876万9,000円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で1,548万9,000円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で7,000円、国民健康保険事業費納付金で334万4,000円、諸支出金で1,213万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

議第83号　令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、介護保険係職員増員に伴う人件費の増額など等が主なものであり、歳入歳出予算の総額に300万円を増額し、歳入歳出

予算の総額を19億5,700万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、県支出金で96万9,000円、一般会計繰入金で300万円をそれぞれ増額し、国庫支出金で96万9,000円を減額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で300万円を増額するものであります。

議第84号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）。本案につきましては、令和7年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的支出について、営業費用の取水配水給水費で211万2,000円を増額、営業外費用の支払い利息で63万円を増額し、水道事業費用予定額を3億7,069万1,000円とするものであります。また、予算第4条に定めた資本的収入について、補助金で903万6,000円を増額し、資本的収入予定額を8,413万6,000円とするものであります。

議第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を行うため、提案するものであります。

議第86号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、本町の一般職の職員の期末、勤勉手当の改正を実施することに鑑み、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当について改定を行うため、提案するものであります。

議第87号 遊佐町子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、児童の放課後の居場所を確保し、健全な育成を図るため、子どもセンター吹浦分館の追加設置を提案するものであります。

議第88号 R6災46—102江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、R6災46—102江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事の施工に当たり、契約金額を変更して実施する必要があるので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第89号 自治体情報システムの標準化に伴う機器の取得について。本案につきましては、自治体情報システムの標準化に対応する上で必要なノートパソコン及びソフトウェアを新規に取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第90号 遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業用地の一部処分について。本案につきましては、遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業用地のうち一部を道路区域として設定するために、財産の処分を行う必要があることから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第91号 遊佐町総合発展計画（第9次遊佐町振興計画）基本構想の策定について。本案につきましては、現在の総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）の計画期間は令和8年度までであります。人口減少や少子高齢化、頻発する自然災害への対応、デジタル化の進展など社会情勢の変化に対応するため、計画期間を1年短縮し、今後10年間の本町における総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる遊佐町総合発展計画（第9次遊佐町振興計画）基本構想を作成することについて、遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき提案するものであります。

基本構想では、「チーム遊佐」でしあわせあふれるまちを創るを基本理念とし、「鳥海山の恵みと共生し「生命育む循環の郷」遊佐」を将来像に定めています。また、将来像を実現するために、移住、定住や防

災、産業、子育て、教育など分野別に6つの基本目標を設定しています。本基本構想に基づき、町民と行政の協働による持続可能なまちづくりを進めていく所存であります。

以上、補正予算案件4件、条例案件3件、事件案件4件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますよう心からお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 次に、日程第13、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第81号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか特別会計等補正予算3件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、遊佐町議会会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の渋谷敏議員、同副委員長に遊佐亮太議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に渋谷敏議員、同副委員長には遊佐亮太議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時10分）